

世田谷区  
第二次男女共同参画プラン  
(素案)

平成29年3月

世田谷区



# 世田谷区第二次男女共同参画プラン（素案）

## 目次

### 第1章 計画の背景

1	計画策定の趣旨	3
2	国際的な動き	3
3	国の動き	4
4	都の動き	6
5	区の動き	8

### 第2章 計画の概要

1	計画の性格・位置づけ	13
2	計画の期間	15
3	計画の基本理念と視点	15
4	計画の目標	16
5	計画の体系	20

### 第3章 計画の内容

基本目標	あらゆる分野における女性活躍推進	25
課題1	固定的な性別役割分担意識の解消	25
課題2	女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進	30
課題3	女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	37

基本目標	ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	43
課題4	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	43
課題5	男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実	48
課題6	防災・地域活動等への参画促進	54

基本目標	女性に対する暴力の根絶	62
課題7	配偶者等からの暴力（DV）の防止	62
課題8	DV被害者支援の充実	69
課題9	暴力を容認しない意識づくり	76

基本目標	すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築	81
課題10	性差に応じたところと身体への健康支援	81
課題11	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり	88
課題12	性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	93

## 第4章 計画の推進体制

方策1 男女共同参画センター“らぷらす”の機能の強化	101
方策2 区職員の男女共同参画推進	105
方策3 推進体制の整備・強化	108

## 資料

1 男女共同参画社会基本法	
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	
3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
5 「世田谷区第二次男女共同参画プラン検討委員会」設置要綱	
6 「世田谷区第二次男女共同参画プラン検討委員会」委員名簿	
7 世田谷区男女共同参画推進会議設置要綱	
8 世田谷区男女共同参画推進会議・幹事会要綱	
9 「世田谷区第二次男女共同参画プラン検討委員会」策定経過	
10 年表	
11 用語解説	

# 第 1 章 計画の背景



## 1 計画策定の趣旨

男女平等の実現に向けた取組みは、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、昭和54年に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を支柱とする国際的な取組みとともに着実に進められてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や男性中心型労働慣行は、社会のあらゆる分野に依然として残っており、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。また、社会情勢が大きく変化するなかで、価値観やライフスタイル、性の概念などが多様化し、新たな状況への対応が求められています。

区では、平成25年9月に議決された基本構想の九つのビジョンの中で、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築く」としています。この基本構想の考え方を踏まえ、区では男女共同参画社会の言葉の定義を「男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が尊重され、参画できる社会」とし、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」を策定しました。

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」は、男女共同参画社会基本法施行後に初めて市町村計画として策定された「世田谷区男女共同参画プラン」「世田谷区男女共同参画プラン調整計画」の目標や課題を評価、検証し、基本構想に基づく基本計画、実施計画との整合性を図り、これまでの取組みを継承するとともに、社会情勢の変化、区民意識の状況、国の計画改定などを踏まえ、新たな課題への取組みを検討し、一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすものです。

## 2 国際的な動き

国際社会における女性の地位向上のための取組みは、昭和50年(1975年)にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」とそれに続く昭和51年(1976年)からの10年を「国連婦人の十年」と定めたことから始まりました。「国連婦人の十年」の間、昭和54年(1979年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され(日本は1985年に批准)、昭和60年(1985年)には「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択されました。

平成7年(1995年)には北京で第4回世界女性会議(北京会議)が開催されました。北京会議では「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価を行い、新たに「北京宣言」と「北京行動綱領」を採択しました。「北京行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントを図るための具体的な取組み指針を記載したもので、現在まで、女性の地位向上のための国際的基準となっています。

「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されて20年となる平成27年(201

---

5年)には、「北京+20」として、第59回国連婦人の地位委員会において各国のこれまでの取組み状況に関するレビューを行いました。平成28年(2016)年3月の第60回国連女性の地位委員会では、規範的・法的・政策的枠組みの強化、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントのための資金環境の整備、持続可能な発展に関するあらゆる分野の政策決定における女性のリーダーシップの強化と十分に平等な参画などの要請が合意されています。

世界経済フォーラム(World Economic Forum)が毎年公表しているジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)は、経済、教育、政治、保健の4分野のデータから作成され、各国の男女格差を測る指数となっています。2015年における日本の順位は145か国中101位です。

### 3 国の動き

国内では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた国際社会における取組みとも連動しつつ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組みが進められてきました。国は、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて国内の法整備を進め、その一環として「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下、「男女雇用機会均等法」)」（昭和60年）を制定しました。

国は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会のあらゆる分野における、男女共同参画社会の実現に向けた推進を図ることが重要であるとして、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけました。男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、将来に向けた国、地方公共団体及び国民の取組みを総合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画社会基本法」(平成11年)を制定しました。男女共同参画社会基本法では、国、地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に努め、国民は職域、学校、地域、家庭等あらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めることが、責務として求められています。

さらには、わが国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会を実現するために、次世代育成支援、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、女性の職業生活における活躍推進に向けた取組みが進んでいます。

国際社会においては、女性に対する暴力は人権の侵害という認識が高まり、国は、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下、「ストーカー規制法」)」（平成12年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV防止法」)」（平成13年）といった、女性に対する暴力の根絶に向けた法整備を進めてきました。これらの法律については、法の施行状況を勘案し、支援すべき対象や支援内容を拡大するなど、社会の求めに応じて法改正を重ねています。近年では、インターネットの普及に伴い、メディアを介した女性への暴力も社会問題化していることから、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(以下、「リベンジポルノ被害防止法」)」（平成26年）も成立し、女性に対する暴力の防止や被害者支援の充実を図って



います。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓から、防災・復興における男女共同参画の視点の必要性が高まり、防災活動における女性の参画やリーダーへの登用、避難所等においては女性の視点を活かし、女性や子どもに対する暴力防止などの取り組みが進められています。

### ( 1 ) 「第 4 次男女共同参画基本計画」の改定

国は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」の策定をはじめに、「第 4 次男女共同参画基本計画」(平成 27 年 12 月 25 日)を策定しました。

「第 4 次男女共同参画基本計画」では、国の経済成長戦略の重要な柱として「女性の活躍推進」に取り組んでいることも踏まえ、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」という 4 つの政策領域と、政策領域 ~ の下に重点的に取り組む 12 の個別の分野を設けました。

特に、「あらゆる分野における女性の活躍」では、第 1 分野に「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を掲げ、女性の活躍を阻害している要因に高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、さまざまな社会制度・慣行があるとして、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、女性の活躍推進をめざすとしています。

### ( 2 ) 男女共同参画の視点による「防災基本計画」の改正

東日本大震災以降、防災及び災害時・災害復興における男女共同参画の重要性に対する認識の高まりを受け、「防災基本計画」に男女共同参画の視点が盛り込まれました(平成 24 年)。これを受けて、各自治体の「地域防災計画」においても男女共同参画の視点からの見直しが行われています。

### ( 3 ) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正

平成 19 年の法改正により、保護命令の拡充、配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター機能の整備が区市町村の努力義務となりました。

さらに、平成 25 年には法律婚または事実婚の配偶者(婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む。)だけでなく、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日から施行されています。

#### (4) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正

被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が新たに規制対象とされました。(平成25年6月成立、7月公布、平成25年10月3日から施行、ただし連続メールに係る規制は7月23日施行)。

#### (5) 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ被害防止法)の施行

私的に撮影された性的な画像等を、撮影対象者の同意なく、インターネット等に公表する行為を規制し、個人の名誉・私生活の平穩の侵害による被害の発生・拡大を防止する法律が施行されました(平成26年11月27日公布・施行)。この法律は、私事性的画像記録を公表した者や提供した者への罰則、プロバイダ責任制限法の特例(画像の削除)、被害者に対する支援体制の整備等を目的とします。被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発等も含まれます。

#### (6) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行

自らの意思によって職業生活を営み又は営もうとする女性の個性と能力が十分発揮されて職業生活において活躍することをめざし、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」)」が制定されました。

この法律は、国および地方公共団体及び労働者が301人以上の事業主が、女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、情報公表、事業主行動計画の策定等を義務付けています。労働者が300人以下の企業では、努力義務となっています。

特に地方公共団体は、特定事業主行動計画を策定するとともに、推進計画を策定するものとしています。

## 4 都の動き

#### (1) 「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン2012』」の改定

平成12年(2000年)、東京都は全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を施行し、条例を踏まえて平成14年(2002年)に「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン2002』」を策定しました。

「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン』」は平成19年(2007年)、平成24年(2012年)と改定を重ね、現計画の「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン2012』」(平成24

年度～平成28年度)では、4つの重点課題として「働く場における男女平等参画の促進」、「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」、「特別な配慮を必要とする男女への支援」、「配偶者からの暴力の防止」を掲げ、男女平等参画の取組みを進めています。

## (2)「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定

東京都は、平成18年(2006年)に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成19年(2007年)の「DV防止法」の改正を踏まえ、平成21年(2009年)に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定しました。

平成24年(2012年)には「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポートプラン2012』」の策定に合わせ、「東京都配偶者暴力対策基本計画」(平成24年度～平成28年度)を策定しました。この計画では、「暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実」、「相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化」、「区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実」の3つの視点に沿って施策を展開しています。

## (3)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた各種事業

東京都では、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた助成金、専門家の派遣、研修会、ワーク・ライフ・バランス認定企業等の事業の他、次世代育成や非正規労働者雇用環境整備等、働きやすい職場づくりに向けたさまざまな事業を実施しています。

平成21年にはワーク・ライフ・バランスの実践方法を具体的に分かりやすく説明した「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」を作成しましたが、平成24年の「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定、育児・介護休業法の改正等の状況を踏まえ、見直しを行っています。見直しにあたってはワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む都内企業を調査し、企業が抱える悩みの解決に役立つ事例や中小企業向けの記載の充実を図っています。

## (4)「東京都女性活躍推進白書」の策定

東京都では、女性の活躍推進に向けた気運醸成を図るため、さまざまな取組みを行っています。平成28年2月、全国の自治体で初めて「東京都女性活躍推進白書」を策定しました。この白書は、東京の女性の活躍に焦点を絞り、女性の職場や地域での活躍の現状を明らかにするとともに、さまざまな分野で活躍する女性の姿にも学び、取組みの方向性までを総合的に取りまとめたものです。白書では、東京に変革をもたらすための取組みの方向性として「意欲と能力に応じて多様なチャレンジができるまち・東京」、「ライフスタイルに合わせて柔軟な働き方が選択できるまち・東京」、「地域の課題解決に向けて多様な担い手が活躍できるまち・東京」の3つの提言を掲げています。

## 5 区の動き

### (1)「世田谷区男女共同参画プラン」策定までの取り組み

区は、昭和54年、婦人問題の解決を課題とする区の行動計画に準ずるものとして「世田谷区婦人総合対策」を策定しました。昭和62年に「男女共同社会をめざす世田谷プラン」を策定、翌年には「男女共同社会をめざす世田谷アピール」を発表しました。

その後、女性政策を総合的に推進するとともに、平成3年には女性政策の専管組織「女性政策室」、推進のための拠点施設「せたがや女性センター“らぶらす”」を設置して体制を充実させ、女性施策の一層の推進を図ってきました。

平成6年には「男女共同参画推進委員会」を設置し、さまざまな施策について検討を重ね、平成9年に「男女が共に生きるせたがやプラン」を策定しました。

社会の変化とともに、男性の家庭や地域への参画など、女性だけの問題ではなく、男女がともにあらゆる分野に参画していくという男女共同参画の意識が高まり、平成12年に「せたがや女性センター“らぶらす”」を「男女共同参画センター“らぶらす”」と名称変更しました。“らぶらす”は世田谷区の男女共同参画推進の拠点施設として事業・相談・活動の場の提供などを行っています。

平成16年3月には平成9年に策定した「男女が共に生きるせたがやプラン」の調整計画として「男女が共に生きるせたがやプラン調整計画」を策定し、DV（配偶者等に対する暴力）やセクシュアルハラスメント、仕事と家庭の両立支援や少子化対策等といった新たな課題について対応してきました。

### (2)「世田谷区男女共同参画プラン（平成19年度～28年度）」、「世田谷区男女共同参画プラン調整計画（平成25年度～平成28年度）」を策定

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、法第十四条三に努力規定として定められた「市町村男女共同参画計画」として平成19年3月に「男女がそれぞれの個性と能力を十分発揮できる社会の創出」を理念に掲げた「世田谷区男女共同参画プラン（平成19年度～平成28年度）」を策定しました。同計画の目標や課題を継承しつつ社会情勢の変化などに対応するため、平成24年11月には「世田谷区男女共同参画プラン調整計画（平成25年度～平成28年度）」を策定し、4つの基本目標のもとに施策を進めてきました。

同調整計画では、重要な取り組みとして「DV防止に向けた取り組み」「男女共同参画センター“らぶらす”の充実に向けた取り組み」「ワーク・ライフ・バランスの着実な推進に向けた取り組み」を重要な取り組みとして掲げるとともに、平成23年3月に起きた東日本大震災を教訓に「災害対策における男女共同参画の推進」を新たな視点の取り組みとして掲げ、男女共同参画の視点に立ち、災害時においても区民が互いに協力し合

い、安心して過ごせる世田谷をめざし取組みを進めてきました。

### (3) ワーク・ライフ・バランス推進指針を策定

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けては、「世田谷区男女共同参画プラン（平成19年度～平成28年度）」において「ワーク・ライフ・バランスのとれた生活への環境づくり」を課題として取り上げ、取組みを進めてきましたが、平成21年10月に「世田谷区ワーク・ライフ・バランス推進指針」をまとめ、男女共同参画プラン、子ども計画、産業ビジョン、教育ビジョンなどの計画に位置づけられたワーク・ライフ・バランスに関連する施策の土台となる考え方を示しています。また「世田谷区ワーク・ライフ・バランス推進指針」別冊では取組みの方向性を具体的に示しています。

### (4) 世田谷区第二次男女共同参画プランの策定

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」は、「世田谷区男女共同参画プラン」「世田谷区男女共同参画プラン調整計画」が平成28年度に終了することから、基本構想、基本計画等との整合性を図り、これまでの取組みを継承するとともに、社会情勢の変化、区民意識の状況、国の第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定められた市町村計画として学識経験者、関係団体、公募区民からなる「世田谷区第二次男女共同参画プラン検討委員会」による検討、区民意見募集やシンポジウム等により広く区民からいただいた意見を反映し、策定したものです。

策定にあたっては、検討委員会において、計画の「基本理念・視点」「基本目標」「課題」を検討し、3つの作業部会「あらゆる分野における女性活躍部会」「DV防止と被害者支援」「尊厳をもって生きることができる社会の構築」により、具体的な施策や取組みへの議論を進め、基本構想・基本計画の「多様性の尊重」を踏まえた「男女だけではなく多様性を含めたすべての人が尊重され、参画できる社会」を目指した計画としました。



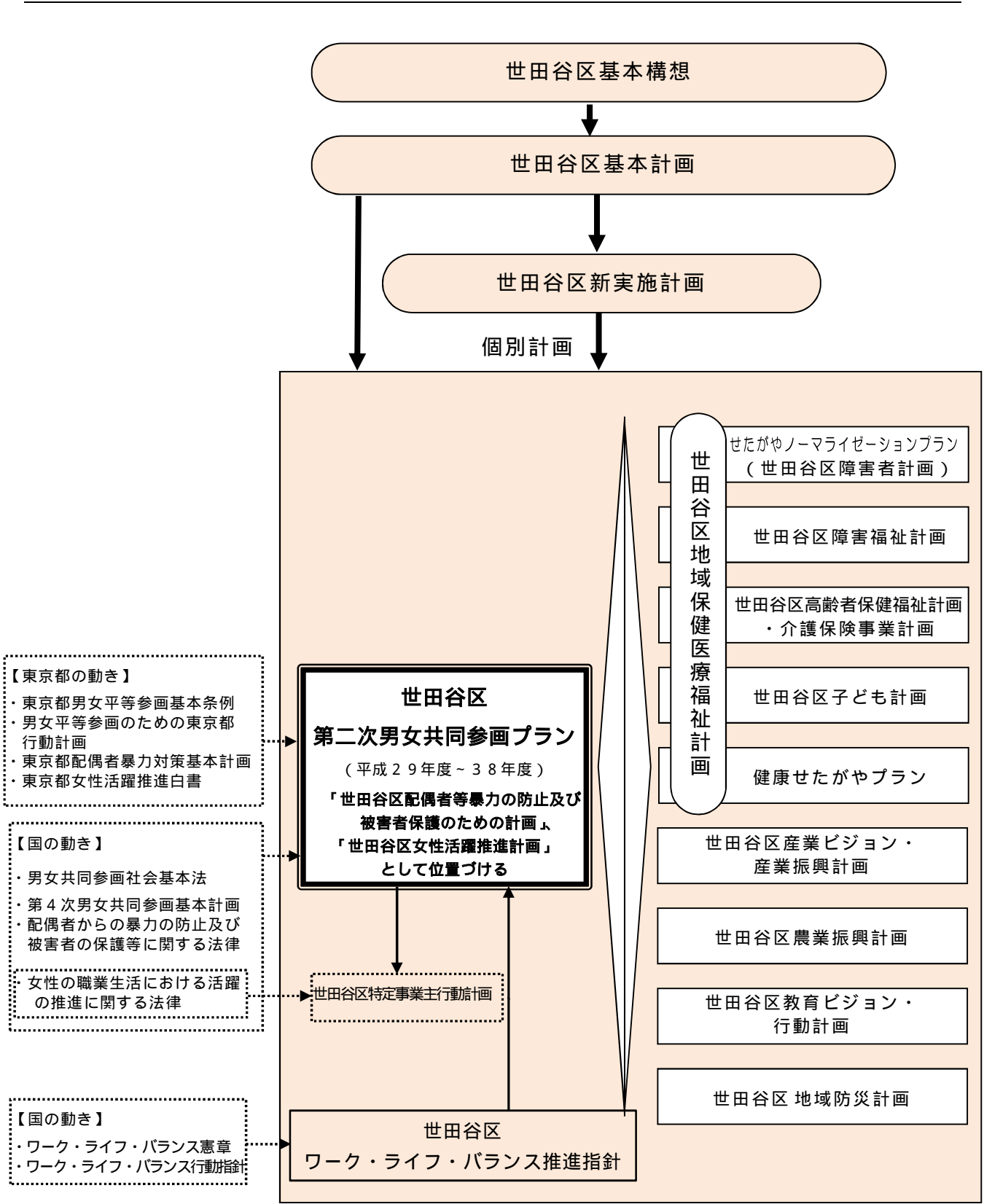
## 第 2 章 計画の概要





## 1 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画であり、国等の計画を踏まえるとともに、世田谷区の基本計画・実施計画、関連計画との整合を図る計画です。
- (3) この計画は、「世田谷区男女共同参画プラン」(平成19年度～平成28年度)、「世田谷区男女共同参画プラン調整計画」(平成25年度～平成28年度)を踏まえ、庁内の「世田谷区男女共同参画推進会議」及び有識者や公募委員からなる「世田谷区第二次男女共同参画プラン検討委員会」による検討、区民意見募集等、幅広い区民からの意見・要望を尊重し反映しています。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第二条の三第3項に定められた「市町村基本計画」に該当し、基本目標を「世田谷区配偶者等暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。
- (5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条第2項に定められた「市町村推進計画」に該当し、基本目標及び基本目標を「世田谷区女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (6) この計画は、区の地域防災計画との整合を図りつつ、災害対策における男女共同参画を進めるための計画です。阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災、熊本地震などの経験を踏まえ、平常時から地域社会における男女共同参画を推進します。



【東京都の動き】

- ・東京都男女平等参画基本条例
- ・男女平等参画のための東京都行動計画
- ・東京都配偶者暴力対策基本計画
- ・東京都女性活躍推進白書

【国の動き】

- ・男女共同参画社会基本法
- ・第4次男女共同参画基本計画
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【国の動き】

- ・ワーク・ライフ・バランス憲章
- ・ワーク・ライフ・バランス行動指針

**世田谷区**  
**第二次男女共同参画プラン**  
 (平成29年度～38年度)  
 「世田谷区配偶者等暴力の防止及び被害者保護のための計画」、  
 「世田谷区女性活躍推進計画」  
 として位置づける

世田谷区特定事業主行動指針

世田谷区  
 ワーク・ライフ・バランス推進指針

- 世田谷区地域保健医療福祉計画
- せたがやノーマライゼーションプラン (世田谷区障害者計画)
  - 世田谷区障害福祉計画
  - 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
  - 世田谷区子ども計画
  - 健康せたがやプラン
  - 世田谷区産業ビジョン・産業振興計画
  - 世田谷区農業振興計画
  - 世田谷区教育ビジョン・行動計画
  - 世田谷区 地域防災計画

## 2 計画の期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

## 3 計画の基本理念と視点

### 基本理念

**一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を充分発揮できる、男女共同参画社会の実現**

### 視点

基本理念「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を充分発揮できる、男女共同参画社会の実現」に向けて、基本目標 から まですべてを貫き通す次の「3つの視点」を掲げます。

#### (1) 人権の尊重

性別などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権が尊重され、すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざします。

#### (2) 固定的な性別役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの意思に基づいて個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる社会の実現をめざします。

#### (3) あらゆる分野における男女共同参画

あらゆる分野の活動において男女がともに参画し、責任を分かち合う社会の実現をめざします。

## 4 計画の目標

### 基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、世田谷区基本計画で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

#### 【数値目標】

指標	実績	目標（平成38年度）
区の審議会等の女性の占める割合	平成28年4月1日 現在 30.9%	35%以上
庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年4月1日 現在 34.2%	37%
固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年9月1日 現在 73.3%	85%

指標の定義と資料出所

## 基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。また家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」がとれた社会をめざします。

### 【数値目標】

指標	実績	目標(平成38年度)
区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度	平成27年度 45.3%	80%
仕事と家庭生活をともに優先している人の割合	平成26年9月1日現在 24.1%	35%
町会・自治会長における女性の割合	平成27年度 11.8%	20%

指標の定義と資料出所

## 基本目標 女性に対する暴力の根絶

日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」と述べ、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」と指摘しています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざします。

### 【数値目標】

指標	実績	目標（平成38年度）
DV防止法の認知度 （「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合）	平成26年度 34.3%	60%
DVが100%加害者に責任があり、許せないものであると考える人の割合	平成26年9月1日現在 51.0%	80%
デートDVの出前講座実施校数	平成26年度 中学校：6校 高等学校：4校	中学校：10校 高等学校：10校

指標の定義と資料出所

## 基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていきます」というビジョンを掲げ取り組むこととしています。男女共同参画社会の実現をめざすことが、「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」につながっていきます。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持ち、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

### 【数値目標】

指標	実績	目標（平成38年度）
がん検診の受診率	平成26年・27年 子宮がん 24.1% 乳がん 21.1%	現状以上
ひとり親家庭の養育費相談の実施	平成28年度 9回	現状以上
「性的マイノリティ」という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	90%以上

指標の定義と資料出所

## 5 計画の体系

### 基本理念・視点

一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現

#### 人権の尊重

性別などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権が尊重され、すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざします。

#### 固定的な性別役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの意思に基づいて個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる社会の実現をめざします。

#### あらゆる分野における男女共同参画

あらゆる分野の活動において男女が共に参画し、責任を分かち合う社会の実現をめざします。

### 基本目標

#### 基本目標

あらゆる分野における女性活躍推進

#### 基本目標

ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

#### 基本目標

女性に対する暴力の根絶

#### 基本目標

すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

#### 方策と推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた方策

### 課題

#### 世田谷区女性活躍推進計画

- 1 固定的な性別役割分担意識の解消
- 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
- 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- 5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実
- 6 防災・地域活動等への参画促進

#### 世田谷区配偶者等暴力防止基本計画

- 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止
- 8 DV被害者支援の充実
- 9 暴力を容認しない意識づくり

- 10 性差に応じたところと身体の健康支援
- 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
- 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

- 方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化
- 方策2 区職員の男女共同参画推進
- 方策3 推進体制の整備・強化



## 施策

情報提供・啓発活動の充実 男女共同参画に関する男性の理解の促進 教育分野における啓発  
家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 職場における男女平等意識の向上 意識調査による実態の把握と啓発

女性の活躍推進に向けた意識啓発 審議会等の女性登用率の向上 企業への支援 セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

女性の就労・再就職支援 女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 多様な働き方の支援  
女性が少ない分野への女性の参画支援

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 企業への働きかけと支援 男女の育児・介護休業の  
取得促進 区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

保育等の拡充 育児に関するサービスの充実 子育て世代への支援と地域交流 介護者への支  
援 男性の家事・育児・介護等への参画促進

防災・災害復興の分野への女性の参画推進 地域活動への参画支援 地域活動における女性リー  
ダーの育成支援 男性の地域活動への参画支援 高齢者の社会参画の促進

暴力の未然防止と早期発見 相談体制の充実 被害者の安全確保と体制整備

被害者支援の充実 被害者の中長期的支援（生活再建の支援） 被害者の子どもへの支援  
支援体制の充実と関係機関との連携強化 高齢者、障害者の被害者への支援 男性、性的マイノ  
リティの被害者への支援

人権尊重と暴力防止の意識づくり 学校における人権教育の推進 性暴力・ストーカー行為等暴  
力防止の意識づくり セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

疾病予防、健康づくりの推進 こころの健康対策 母子の健康支援 年代に応じた性教育の普  
及

ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ひとり親家庭の親への就労支援 ひとり親家庭への生  
活支援 ひとり親家庭の子どもへの支援

就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 性的マイノリティへの理解の促進 同性パ  
ートナーシップに関する取組み 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 区職員・教  
育分野における理解促進

男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充 区関係所管、関係機関、民  
間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携 区民の主体的な活動拠点としての充実

区職員・教職員の男女平等意識の向上 庁内の管理監督的立場への女性の登用 区職員の仕事と  
生活の両立支援

国や都との連携強化 男女共同参画に関わるNPOの育成 NPO等との連携・協働の推進  
フォローアップ体制整備の検討



## 第 3 章 計画の内容



## 基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

### 課題1．固定的な性別役割分担意識の解消

#### 【現状と課題】

女性の活躍を阻害している要因には、高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見やさまざまな社会制度・慣行があると考えられます。

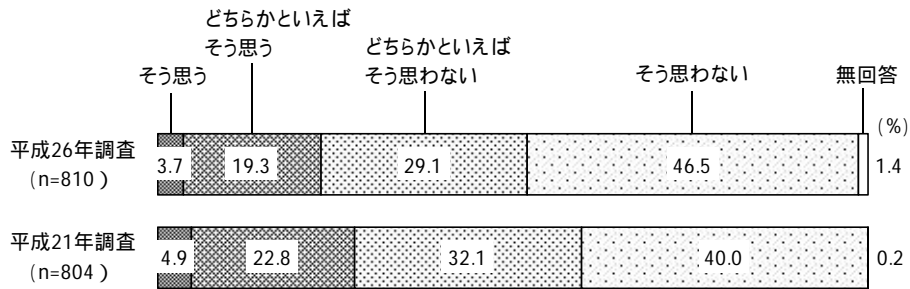
区では、男女共同参画推進の拠点である施設、男女共同参画センター“らぶらす”の事業、定期的な意識調査・実態調査の実施及び結果公表を通して、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組んできました。

平成26年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(以下、「区民意識・実態調査」)によれば、固定的な性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する)について、否定(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)は、女性75.6%、男性は70.0%となっています。平成21年度の調査結果と比較すると男女ともに否定が増えています。

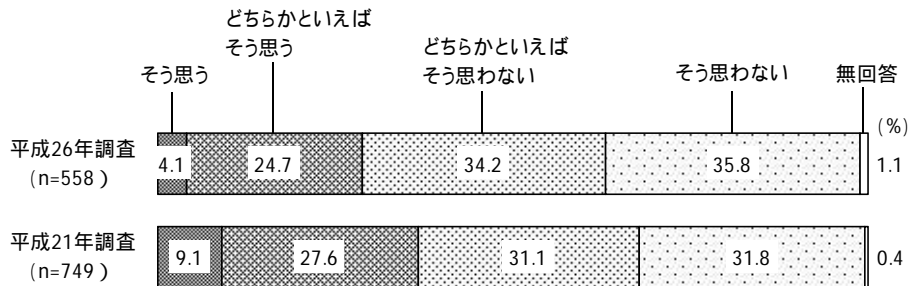
調査結果から区の実践は一定の成果を出していると考えられますが、固定的な性別役割分担意識の解消までには至っていません。男女がともに互いを理解しあい、それぞれの個性を活かすことができるよう、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組む必要があります。

図表 - 1 - 性別役割分担意識  
 < 「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する >  
 (性別)【前回調査との調査比較】

【女性】



【男性】



資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成26年度 世田谷区）

【施策の方向性】

あらゆる分野における女性の活躍の推進に向けて、まず「男は仕事、女は家庭」といった考え方、慣習である「固定的な性別役割分担意識」を解消するための情報提供、講座による啓発、人権教育による教育分野での取組みを進めます。

【施策案】

- 情報提供・啓発活動の充実
- 男女共同参画に関する男性の理解の促進
- 教育分野における啓発
- 家庭や地域における男女平等教育・学習の充実
- 職場における男女平等意識の向上
- 意識調査による実態の把握と啓発

## 【施策に沿った事業展開】

## 情報提供・啓発活動の充実

区が情報提供・啓発活動を行う際、イラストや写真等も含め、男女共同参画の視点に配慮した表現とします。

男女共同参画に関する啓発・普及を目的とした情報誌「らぶらす」を通して固定的な性別役割分担意識の解消に向け、情報提供・啓発を行います。

庁内事業	担当課
イラストや写真等の選定への配慮	人権・男女共同参画担当課 (全庁各課)
情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課

## 男女共同参画に関する男性の理解の促進

情報紙「らぶらす」や区の広報、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進する講座などを通して、男女共同参画への男性の理解の促進を図ります。

庁内事業	担当課
さまざまな情報媒体による情報発信	人権・男女共同参画担当課
男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課

## 教育分野における啓発

教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発を図るとともに、あらゆる偏見や差別のない望ましい人間関係や思いやりの心を育てるために、男女共同参画の視点から人権教育を推進します。

庁内事業	担当課
男女平等教育等の人権教育の推進	教育指導課
区立学校教職員を対象とした人権教育推進に関わる研修の実施	教育指導課

## 家庭や地域における男女平等教育・学習の充実

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、家庭や地域で男女平等意識を育むために、講座やセミナーを実施します。

庁内事業	担当課
男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催(再掲)	人権・男女共同参画担当課
NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課
家庭教育学級	生涯学習・地域・学校連携課
世田谷区リカレント学習連携講座	生涯学習・地域・学校連携課
「せたがやeカレッジ」	生涯学習・地域・学校連携課
講座に関する情報提供の充実	生涯学習・地域・学校連携課

## 職場における男女平等意識の向上

「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」(以下、「区内企業の意識・実態調査」)を定期的の実施し、企業の男女共同参画の実態を把握するとともに、企業に向け、労働関係法令等に関する情報提供、労務管理に関する相談等、職場における男女共同参画の推進、女性の活躍推進を働きかけます。

庁内事業	担当課
企業への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・雇用促進課
情報紙「らぶらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課
社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)



## 意識調査による実態の把握と啓発

「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」を5年に一度定期的を実施し、区民の男女共同参画の実態を把握するとともに、課題解決に取り組みます。

調査の結果は男女共同参画プランの施策に反映するとともに、男女共同参画に関する普及・啓発に活用します。

庁内事業	担当課
男女共同参画に関する区民意識・実態調査の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課
区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課

## 課題 2 . 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

### 【現状と課題】

女性は人口の半分、労働人口の4割を占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。一方、区内企業では約半数が女性管理職を有していますが、管理職に占める女性の割合が2割強にとどまるなど、女性の登用は少ない状況です。女性の活躍が進むことは、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。

### 区の動き

区では、女性が幅広い分野で能力を発揮し活躍することをめざして、意識改革の取り組みを進めています。平成27年4月1日現在の審議会・委員会等に占める女性委員の割合は全体で30.3%となりましたが、「世田谷区男女共同参画プラン」に掲げる目標数値の40%に届いていません。

これまで審議会等の女性登用率を継続的に調査するなど、政策・方針決定過程への女性の参画を推進してきましたが、女性の参画が進まない分野もあることから、継続的な取り組みが必要となっています。

### 企業の動き

平成27年度に実施した「区内企業の意識・実態調査」によると、区内企業では女性の登用が依然として少ない理由として「女性従業員が少ない又はいないから」が最も多く、次いで「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいらないから」となっています。平成22年度調査に比べると、「勤続年数が短く、管理職になる前に退職してしまうから」、「将来管理職に就く可能性のある女性はいるが、役職につくための在籍年数を満たしていないから」は減少しています。

また、企業のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の認知度は45.3%と認知が進んでいません。また、ポジティブ・アクションが進んでいない理由としては「女性従業員が少ない又はいないから」が最も多く、女性の継続就労が難しいことが考えられます。

職場における男女共同参画の取り組みとして、性別等を理由とする差別的取り扱い（セクシュアルハラスメント）や妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取り扱い（マタニティハラスメント）等のハラスメントの根絶など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠です。さらには、ポジティブ・アクションの推進等により、女性の能力発揮を促進するための支援も必要となっています。

図表 - 2 - 審議会・委員会等の女性の参画状況（世田谷区、東京都）

(人、%)

	地方自治法(第202条の3) に定める審議会 <sup>1</sup>			地方自治法(第180の5) に定める委員会 <sup>2</sup>			その他審議会等			計		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
世田谷区	757	241	31.8	33	5	15.2	321	91	28.3	1,111	337	30.3
東京都 特別区合計	14,230	3,851	27.1	401	67	16.7	14,979	5,057	33.8	30,054	9,114	30.3
東京都 市町村合計	13,549	3,755	27.7	1,109	143	12.9	10,776	4,017	37.3	26,481	8,504	32.1
東京都 区市町村合計	27,779	7,606	27.4	1,510	210	13.9	25,755	9,074	35.2	56,535	17,618	31.2
東京都	1,175	293	24.9	92	10	10.9	962	169	17.6	2,359	536	22.7

平成27年4月1日現在

東京都の「地方自治法（第202の3）に定める審議会」及び「その他の審議会」については、平成26年4月1日現在

1：第202条の3（職務・組織・設置）

普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基づく法令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

付属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

付属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

2：第180条の5（委員会及び委員の設置）（～は省略）

執行機関として法律の定めるところによる普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左のとおりである。

- 一 公安委員会
- 二 地方労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

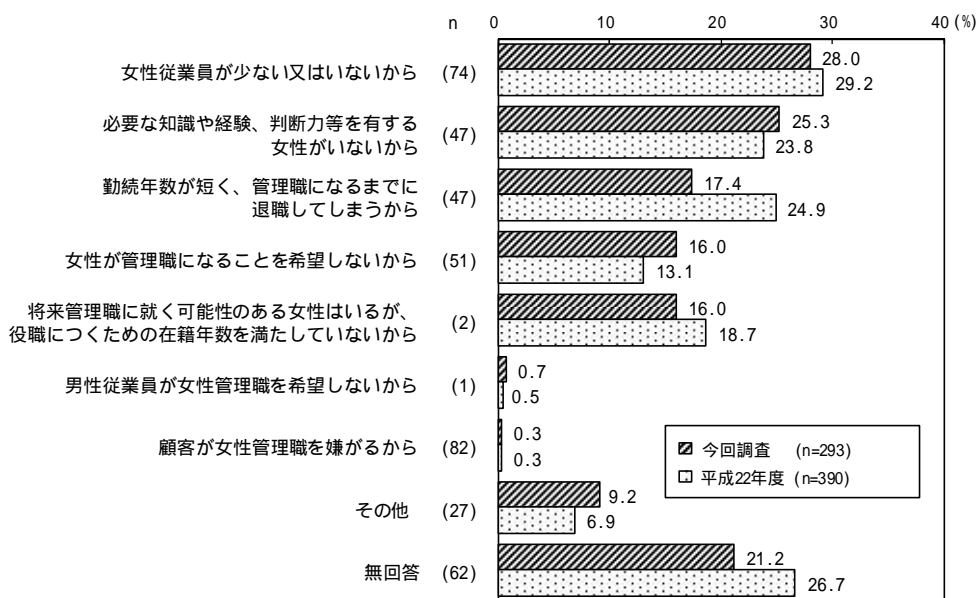
資料：東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況

図表 - 2 - 管理職における女性比率（全体）【前回調査との比較】

	今回調査管理職数		女性比率	
	全体 (男性+女性)	うち女性	今回調査	平成22年度
役員	721	155	21.5%	19.5%
部長相当職	882	115	13.0%	12.6%
課長相当職	1,690	327	19.3%	13.7%
係長相当職	1,510	433	28.7%	25.3%
管理職計	4,803	1,030	21.4%	18.3%

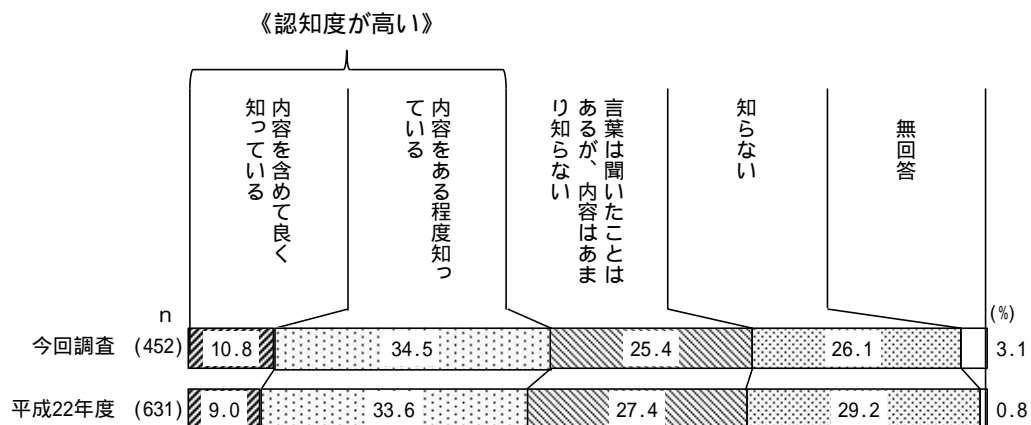
資料：「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」（平成27年度 世田谷区）

図表 - 2 - 女性管理職が少ない、いない理由  
 <女性管理職が0人または1割未満の事業所>  
 (全体、複数回答)【前回調査との比較】



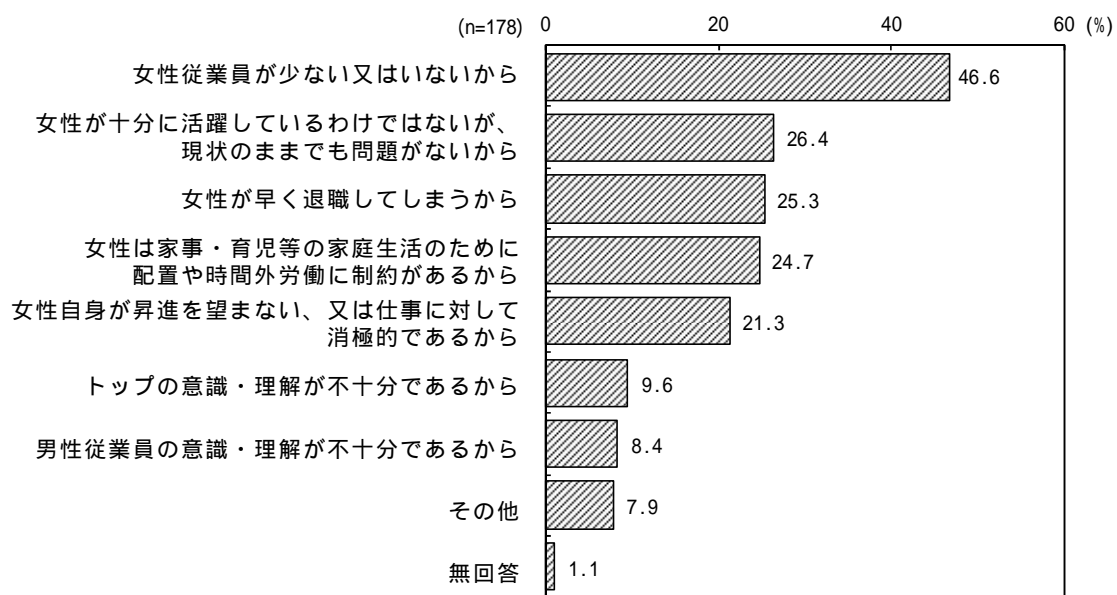
資料：「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」（平成27年度 世田谷区）

図表 - 2 - ポジティブ・アクションの認知度（全体）【前回調査との比較】



資料：「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」（平成27年度 世田谷区）

図表 - 2 - ポジティブ・アクションが進んでいない理由（全体、複数回答）



資料：「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」（平成27年度 世田谷区）

---

## 【施策の方向性】

区では、区内の企業に向けて、さまざまな働き方を認め、その権利がひとしく守られるための情報提供やしきみづくりの支援を行うとともに、男女共同参画の先進事業者表彰を行ってきました。

今後も、誰もが働きやすいしきみづくりや環境づくりへの取組みを支援し、経営者自身が女性の雇用や管理職への登用等に積極的になれるよう、企業に向けた働きかけを行います。

男女共同参画社会の実現に向けて、職場、家庭、地域等あらゆる分野において女性が参画でき、それぞれの分野の意思決定過程に女性が参画していくことが重要です。区の審議会等への女性登用率の向上への働きかけを進めるとともに、企業におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取組みなど注視し、企業への支援に努めます。

## 【施策案】

女性の活躍推進に向けた意識啓発

審議会等の女性登用率の向上

企業への支援

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

## 【施策に沿った事業展開】

## 女性の活躍推進に向けた意識啓発

区内企業を対象とした意識・実態調査の実施や情報提供などを通して、企業に向けた意識啓発を行います。

庁内事業	担当課
区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」の定期的実施と結果公表(再掲)	人権・男女共同参画担当課
男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課
情報紙「らぶらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課

## 審議会等の女性登用率の向上

審議会等における女性の参画を進め、女性登用率の向上を図ります。

庁内事業	担当課
審議会の女性登用率調査の実施	人権・男女共同参画担当課
男女共同参画推進会議における女性の積極的登用についての働きかけ	人権・男女共同参画担当課

## 企業への支援

男女がともに働きやすい職場づくりに向けて先進的に取り組んでいる区内の事業者を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に向けた、先進事業者の取組みを紹介します。

庁内事業	担当課
男女共同参画先進事業者の表彰(再掲)	人権・男女共同参画担当課
情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画担当課
産業団体を通じた女性活躍推進のための情報提供	人権・男女共同参画担当課 工業・雇用促進課

---

## セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

女性の継続就労の環境整備に向けては職場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止のために、法制度に関する情報提供、セミナー・講演会を実施します。

庁内事業	担当課
区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」の定期的実施と結果公表(再掲)	人権・男女共同参画担当課
情報紙「らぶらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課
企業への情報提供やセミナー等の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課 工業・雇用促進課



### 課題3 . 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

#### 【現状と課題】

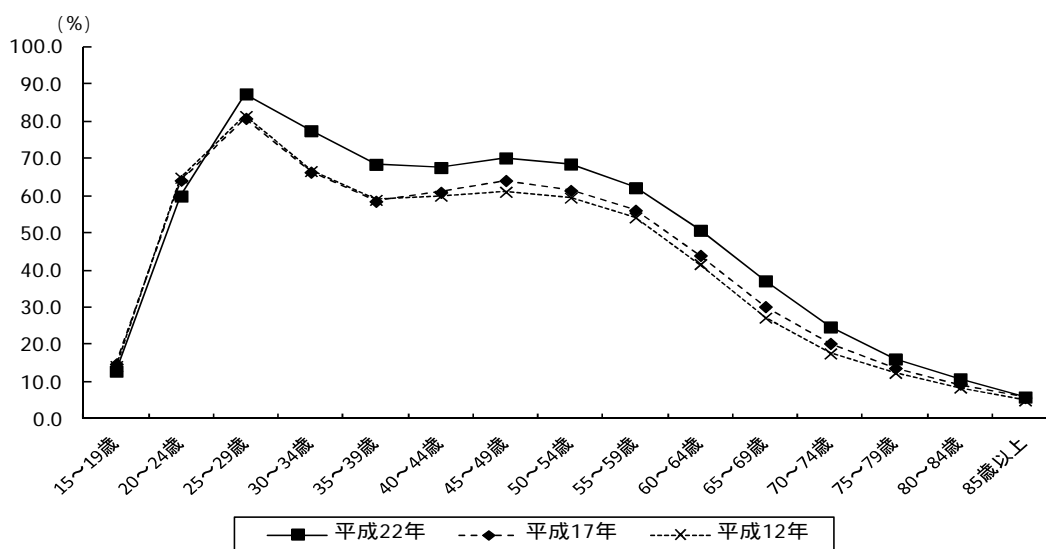
働くことは、生活の経済的基盤を支えるとともに、自己実現につながるものです。誰もが「仕事」と「生活」の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性の尊重、持続可能な経済発展や企業の活性化という点からも、きわめて重要な意義を持っています。

国は、「女性の活躍推進は、我が国の持続的成長のために不可欠であり、女性が企業の責任ある地位で活躍することは、企業の競争力強化にもつながる」とし、女性活躍推進法により企業の取組みを促進しています。

本区の女性の労働力率について、この10年間の推移をみると、25歳以上すべての年齢層で上昇傾向にあり、30～34歳、35～39歳のいわゆるM字の底の労働力率も上昇しています。しかし、従業上の地位をみると女性はパート・アルバイト・非正規雇用の割合が男性に比べ高くなっています。また、共働き世帯の割合は38.3%で、東京都の40.7%、特別区部の41.5%を下回り、本区においては、労働分野で今以上に女性が力を発揮できる可能性があることがうかがえます。

多様な生き方・働き方があることを前提に職業生活においても一人ひとりがその選択において能力を十分に発揮できるよう、再就職支援など、女性の就業環境の整備を進める必要があります。

図表 - 3 - 女性の労働力率の推移（世田谷区）



労働力状態「不詳」を除く。

資料：国勢調査（平成12、17、22年）

図表 - 3 - 就業者総数に占める従業上の地位別割合  
(東京都、特別区部、世田谷区、性別)

(上段:人、下段:%)

女性	就業者 総数	雇用者			役員	雇人の ある業主	雇人の ない業主	家族 従業者	家庭 内職者	
		正規の職 員・従業員	労働者派遣 事務所の 派遣社員	パート・ アルバイト・ その他						
東京都	2,552,416	1,944,348	948,115	125,661	870,572	100,395	23,961	106,226	104,535	5,769
	100.0	76.2	37.1	4.9	34.1	3.9	0.9	4.2	4.1	0.2
特別区部	1,770,935	1,306,051	672,824	90,440	542,787	80,237	18,180	76,821	74,689	3,905
	100.0	73.7	38.0	5.1	30.6	4.5	1.0	4.3	4.2	0.2
世田谷区	174,963	120,849	65,442	8,919	46,488	8,505	1,788	9,452	6,197	256
	100.0	69.1	37.4	5.1	26.6	4.9	1.0	5.4	3.5	0.1

(上段:人、下段:%)

男性	就業者 総数	雇用者			役員	雇人の ある業主	雇人の ない業主	家族 従業者	家庭 内職者	
		正規の職 員・従業員	労働者派遣 事務所の 派遣社員	パート・ アルバイト・ その他						
東京都	3,460,120	2,338,101	1,888,600	59,560	389,941	327,705	94,316	264,309	24,702	798
	100.0	67.6	54.6	1.7	11.3	9.5	2.7	7.6	0.7	0.0
特別区部	2,341,048	1,509,810	1,224,825	38,873	246,112	246,152	67,897	181,748	17,152	585
	100.0	64.5	52.3	1.7	10.5	10.5	2.9	7.8	0.7	0.0
世田谷区	219,922	131,882	107,736	2,952	21,194	26,805	6,737	17,010	1,251	32
	100.0	60.0	49.0	1.3	9.6	12.2	3.1	7.7	0.6	0.0

就業者は15歳以上

就業者総数には、従業上の地位「不詳」を含む。

雇人のある事業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、  
雇人がいる人

雇人のない事業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・  
家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

資料：国勢調査（平成22年）

図表 - 3 - 夫婦の就業・非就業別夫婦のいる一般世帯数  
(東京都、特別区部、世田谷区)

(上段:世帯、下段:%)

	夫婦のいる一般世帯 <sup>1,2</sup>						
		夫が就労者 <sup>2</sup>			夫が非就労者 <sup>2</sup>		
		妻が 就労者	妻が 非就労者	妻が 就労者	妻が 非就労者		
東京都	2,780,176	2,009,479	1,132,483	860,596	534,875	87,800	444,071
	100.0	72.3	40.7	31.0	19.2	3.2	16.0
特別区部	1,823,183	1,323,072	757,364	553,766	324,123	55,803	266,187
	100.0	72.6	41.5	30.4	17.8	3.1	14.6
世田谷区	184,538	131,045	70,688	58,737	27,493	4,235	23,073
	100.0	71.0	38.3	31.8	14.9	2.3	12.5

1 夫の労働力状態「不詳」を含む。

2 妻の労働力状態「不詳」を含む。

資料：国勢調査（平成22年）

**【施策の方向性】**

区では、関係各課や関係機関等と連携しながら、相談、セミナー、ワークフェア等を実施し、女性のキャリア形成や就労支援、女性が少ない分野への女性の進出の支援に取り組んできました。世田谷区男女共同参画センター“らぶらす”が平成17年度から毎年実施している「わくわくワークフェスタ in 世田谷 起業ミニメッセ」の出展者数は延471人を数え、地域に根差したビジネスを展開する多数の女性起業家を送り出し、女性の就業支援の重要な役割を担っています。

女性が能力を発揮し、活躍できる仕組みづくりの実現をめざし、多様な働き方を支援する環境の整備に努めるとともに、女性のキャリア形成や就労支援、起業や女性が少ない分野への女性の進出などに取り組めます。

**【施策案】**

- 女性の就労・再就職支援
- 女性のキャリア形成、キャリア教育の推進
- 多様な働き方の支援
- 女性が少ない分野への女性の参画支援

## 【施策に沿った事業展開】

### 女性の就労・再就職支援

労働関係機関と連携して雇用促進事業を実施し、女性の就業機会の拡大を図ります。就労相談や就労支援セミナーの開催を通して、女性の職業能力開発を支援します。

女性の多様な働き方をさまざまな手法で紹介するとともに、コ・ワーキング・スペース、在宅テレワークなど独立して働く女性たちが情報交換しながら仕事の質を高められるよう支援する場の提供等、就労支援、子育て支援と連携を図り、働き方の選択の幅を広げます。

庁内事業	担当課
ミニ面接会の開催	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
マザーズハローワーク等との連携による、女性の就業支援、チャレンジ・再チャレンジを支援するセミナー・相談会の実施	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課) 人権・男女共同参画担当課
「世田谷区建設業人材確保・中小企業若年者就職及び定着支援事業」の実施	工業・雇用促進課
再就職をめざす女性向けの支援	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
働きたい・働く女性のための就労・起業応援相談の実施	人権・男女共同参画担当課
「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課
再就職に関するセミナーの開催	人権・男女共同参画担当課 世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
起業支援	人権・男女共同参画担当課 世田谷区産業振興公社 (商業課)
保育士就労支援プログラムの開催	保育課 世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
女性の就労・起業支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課
女性を対象とした共同作業場(コ・ワーキング・スペース)の設置	人権・男女共同参画担当課 工業・雇用促進課 子ども育成推進課

## 女性のキャリア形成、キャリア教育の推進

働き方をテーマとしたイベントや講座を通して、女性のキャリア形成を支援します。区立小・中学校におけるキャリア教育の充実を図り、男女ともに、将来、社会人・職業人として自立するための教育を推進します。

庁内事業	担当課
「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課
区立小・中学校におけるキャリア教育の充実	教育指導課
中学校の職場体験	教育指導課
若者総合支援センター事業の実施(せたがや若者サポートステーション、ヤングワークせたがや)	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)

## 多様な働き方の支援

創業塾セミナー・相談事業の充実を図り、多様な働き方の支援を行います。

働き方をテーマとしたイベントや講座を通して多様な働き方をさまざまな手法で紹介し、コ・ワーキング・スペース、在宅テレワークなど独立して働く女性たちが情報交換しながら仕事の質を高められるよう支援する場の提供等、就労支援、子育て支援と連携を図り、多様な働き方を支援します。

庁内事業	担当課
起業ミニ Messe 等での区民への紹介・支援	人権・男女共同参画担当課
創業セミナー	世田谷区産業振興公社 (商業課)
融資・経営相談	世田谷区産業振興公社 (商業課)
社会保険・労働相談(再掲)	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
キャリアカウンセリング相談(再掲)	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
働きたい・働く女性のための就労・起業応援相談の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課
「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課
女性を対象とした共同作業場(コ・ワーキング・スペース)の設置(再掲)	人権・男女共同参画担当課 工業・雇用促進課 子ども育成推進課

---

## 女性が少ない分野への女性の参画支援

講演会やセミナー等の開催を通じて科学技術などの女性が少ない分野への関心を喚起し、女性の参画を支援します。

庁内事業	担当課
科学技術者による講演会・セミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課
区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課

## 基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

## 課題4 . ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

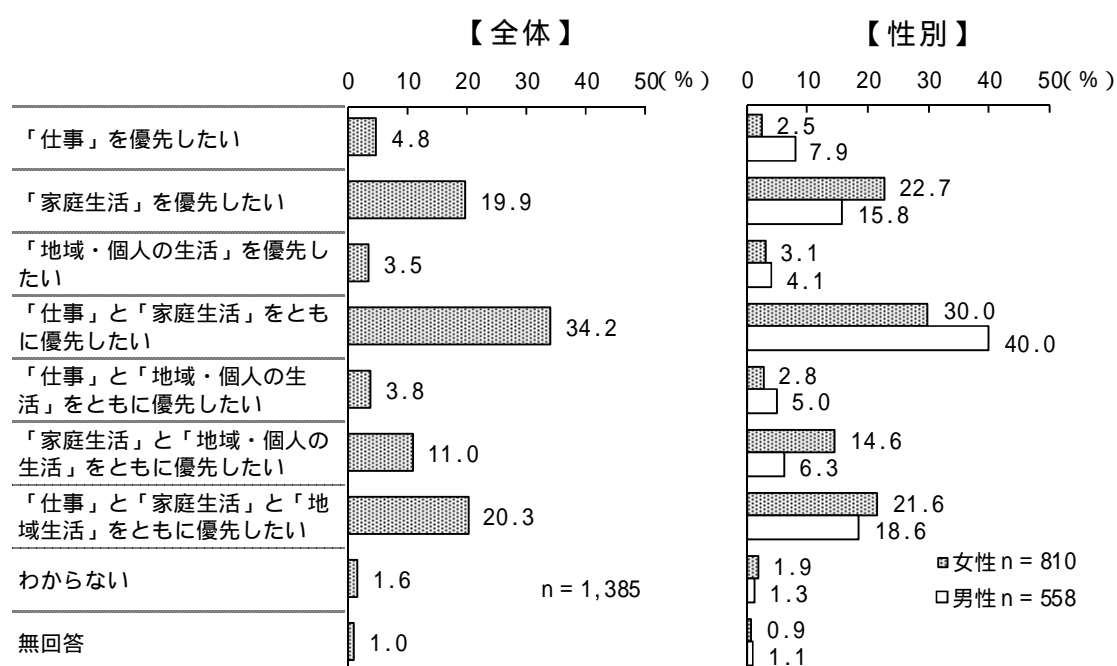
## 【現状と課題】

長時間勤務や転勤を当たり前とする男性中心型の労働慣行は、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性にとっては、思うように活躍できない背景となっています。また、男性の家事・育児・介護等への参画や地域貢献が必ずしも十分ではない状況にあることは、女性の負担が大きくなるだけではなく、男性にとっても家事・育児・介護等の多様な経験を通じたマネジメント力の向上や多様な価値観の醸成など、キャリア形成の重要な機会を逃すことにもなっています。

「区民意識・実態調査」の結果からは、ワーク・ライフ・バランスの希望としては、男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先したい」が多くなっているにもかかわらず、現実には女性は家庭生活、男性は仕事を優先しているといった状況がうかがえます。

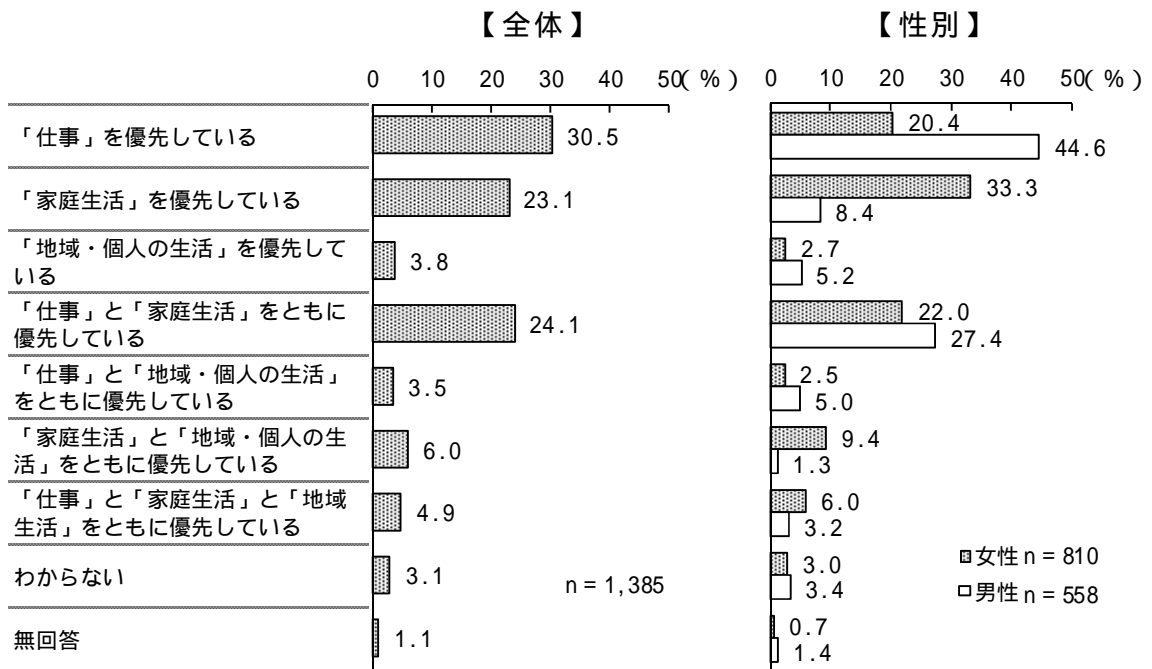
また、区が平成27年度に実施した「区内企業の意識・実態調査」によれば、ワーク・ライフ・バランスへの取組みとして現在行っているもの、今後実施したいものは、いずれも「仕事の見直しや長時間労働の削減」が最も多くなっています。このため、企業のワーク・ライフ・バランスの取組みや普及啓発を推進し、さらなる働きかけや支援が必要です。

図表 - 4 - ワーク・ライフ・バランスの希望（全体、性別）



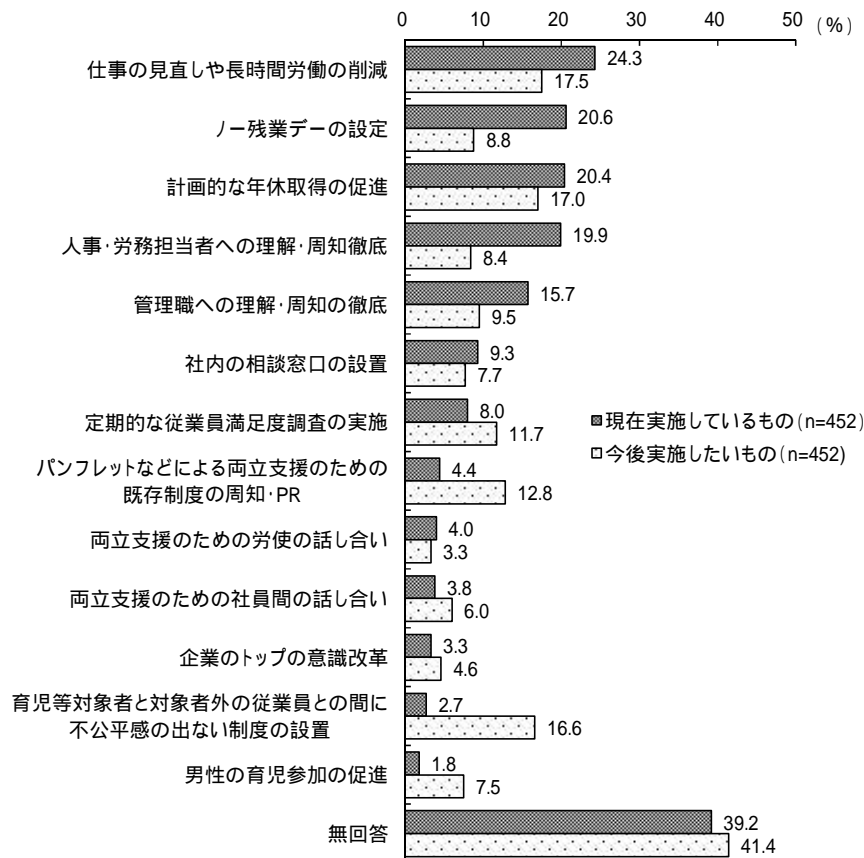
資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成26年度 世田谷区）

図表 - 4 - ワーク・ライフ・バランスの現実（全体、性別）



資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成26年度 世田谷区）

図表 - 4 - ワーク・ライフ・バランスへの取組みで現在行っているもの  
今後実施したいもの（全体、複数回答）



資料：「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」（平成27年度 世田谷区）



**【施策の方向性】**

区は、「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的な実施により、企業の実態を把握し、「ファミリーデーキャンペーン」、「ワーク・ライフ・バランスな1週間」などのイベントによる啓発、男女共同参画先進事業者の表彰などに取り組むとともに「ワーク・ライフ・バランス推進指針」を策定し、区内事業所の一つとして「ワーク・ライフ・バランス・デー」の実施など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

引き続き、「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」などによる男女の育児・介護休業の取得状況をはじめとした実態の把握・公表などを通し、ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けた区民や区内企業の意識醸成を図ります。

国では、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価し、インセンティブの付与、公共調達における受注機会の増大を図るなどの動きがあります。区においても、国の動きを注視しながら、男女共同参画先進事業者の表彰を通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発、企業の取組みの好事例の紹介など、男女共同参画に積極的に取り組む企業への支援も含め施策を展開します。

**【施策案】**

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及  
企業への働きかけと支援  
男女の育児・介護休業の取得促進  
区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

## 【施策に沿った事業展開】

### ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

区内の企業がワーク・ライフ・バランスの取組みを進める上で必要な情報を提供します。

仕事を持つ男性・女性を対象としたイベントを通して、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及を図ります。

庁内事業	担当課
情報紙「らびらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課
社会保険・労働相談(再掲)	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
講演会やセミナーの開催	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課) 人権・男女共同参画担当課
「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課
「地域で遊ぼう!ファミリーデー キャンペーン」の実施	人権・男女共同参画担当課

### 企業への働きかけと支援

男女がともに働きやすい職場づくりに向けて先進的に取り組んでいる区内の企業を表彰します。

区内企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に向けて、さまざまな情報媒体による先進企業の取組みを紹介するとともに、専門家派遣等の支援を検討します。

庁内事業	担当課
企業への情報提供やセミナー等の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課 工業・雇用促進課
男女共同参画先進事業者の表彰(再掲)	人権・男女共同参画担当課
情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介(再掲)	人権・男女共同参画担当課
社会保険・労働相談(再掲)	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
ワーク・ライフ・バランス推進の専門家派遣の検討	人権・男女共同参画担当課
企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課

## 男女の育児・介護休業の取得促進

男女ともに、育児・介護休業、配偶者出産休暇に関する情報を提供し、取得促進を図ります。

特に、男性の取得率の向上をめざします。

庁内事業	担当課
中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知	世田谷区産業振興公社 (商業課)
企業への情報提供やセミナー等の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課 工業・雇用促進課
情報紙「らぶらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課

## 区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

働き方や企業の労働関係法等の理解や実態を把握するための「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」を定期的実施します。

調査の結果は男女共同参画プランの施策に反映するとともに、男女共同参画に関する普及・啓発に活用します。

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の、好事例の紹介や福利厚生事業の充実に向けた支援を行います。

庁内事業	担当課
区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」の定期的実施と結果公表(再掲)	人権・男女共同参画担当課
情報媒体を活用した先進的な取り組みの紹介(再掲)	人権・男女共同参画担当課

## 課題5 . 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

### 【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識などを背景として、家事や育児などへの男性の参加・分担が得られず、女性の過重負担から職場で活躍することが困難な実態が指摘されています。

また、家事などに不慣れな男性が、孤立した介護生活を余儀なくされることで仕事との両立が困難な状況に置かれ、離職せざるを得ないといった事例もあります。

「社会生活基本調査」によれば、家事関連時間（家事、介護・看護、育児及び買い物）は、共働きか否かによらず、男女間で大きな差が見られ、「区民意識・実態調査」でも、家事の実施状況について「いつもしている」と答えた割合は女性が男性を大きく上回り、女性の家事の負担が重くなっていることがうかがえます。

女性の活躍推進にあたっては、家事、育児、介護における女性の負担を軽減するとともに、男性の家庭生活への参画支援が不可欠です。

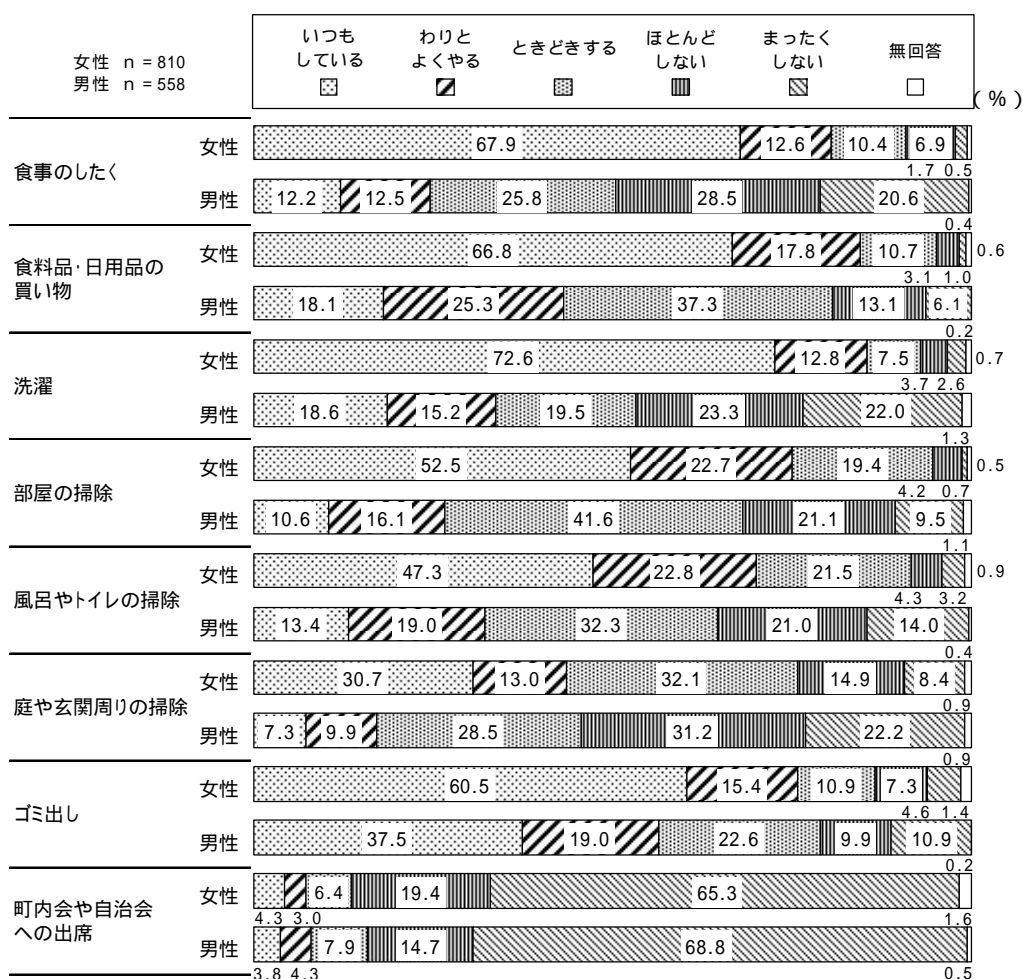
図表 - 5 - 家事関連時間（ - 週全体）  
（時間・分）

		共働き世帯		夫が有業で妻が無業の世帯	
		平成18年	平成23年	平成18年	平成23年
夫	家事関連	0.33	0.39	0.42	0.46
	うち家事	0.11	0.12	0.08	0.09
	うち育児	0.08	0.12	0.17	0.19
妻	家事関連	4.45	4.53	7.34	7.43
	うち家事	3.28	3.27	4.42	4.43
	うち育児	0.36	0.45	1.57	2.01

家事関連時間 = 家事、介護・看護、育児及び買い物

資料：「社会生活基本調査」（平成18年、23年）

図表 - 5 - 家事の実施状況（性別）



資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成26年度 世田谷区）

【施策の方向性】

区は、保育、育児に関するサービス、子育て支援、子育て世代の交流支援の他、父親向けの育児講座、介護講座などを実施し、男性の家事・育児・介護等への参画促進に取り組んできました。

すべての女性の活躍を推進するために、育児や介護等サービスを充実するとともに、男性の家庭生活への参画を強力に促進し、男女がともに家事・育児・介護等の担い手として活躍できる環境を整備します。

【施策案】

- 保育等の拡充
- 育児に関するサービスの充実
- 子育て世代への支援と地域交流
- 介護者への支援
- 男性の家事・育児・介護等への参画促進

## 【施策に沿った事業展開】

### 保育等の拡充

多様なニーズに対応した、保育等の充実を図ります。

庁内事業	担当課
私立認可保育園の整備による定員拡充	保育計画・整備支援担当課
新規開設園等の施設を活用した定期利用保育事業の実施	保育課
認証保育所の整備による定員拡充	保育計画・整備支援担当課
小規模保育事業等の整備による定員拡充	保育計画・整備支援担当課
認可保育園増改築等に伴う定員拡充	保育課
緊急保育・一時預かり保育の拡充	保育課
病児・病後児保育施設の拡充	保育課
就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応(私立幼稚園預かり保育、認定こども園、延長保育、休日・年末保育)	保育課
保育施設再整備方針に基づく保育施設の整備	保育課
第三者評価受審の促進、地域保育ネットワーク等による保育の質の向上	保育課
障害児保育の充実	保育課
認可外保育施設新制度移行支援事業	保育認定・調整課
ほっとステイ事業の推進	子ども家庭課

## 育児に関するサービスの充実

地域で子育てについて相談できる場を設け、関係機関と連携して子育ての不安や悩みの軽減を図るとともに、子育てしやすい環境づくりに努めます。

庁内事業	担当課
子どものショートステイ、トワイライトステイ	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)
産前・産後子育て支援ヘルパーの派遣(さんさんサポート)	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)
産後ケア事業の実施	子ども家庭課
産前・産後セルフケア事業の実施	児童課
乳児期家庭訪問指導の充実	各総合支所健康づくり課
EPDSを導入した、産後うつ病の早期発見と予防	各総合支所健康づくり課
新BOP事業の実施	生涯学習・地域・学校連携課 児童課
子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)
乳幼児健診、離乳食講習会	各総合支所健康づくり課
児童館での出張育児相談	各総合支所健康づくり課
歯科衛生士による歯の相談	各総合支所健康づくり課
世田谷子ども・子育てテレフォン(電話相談事業)	子ども家庭課
世田谷版ネウポラ(妊娠期からの切れ目のない子育て支援)	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)
子ども初期救急診療所の運営	計画調整課
子ども医療費助成	子ども育成推進課 (総合支所生活支援課)

## 子育て世代への支援と地域交流

仕事と家庭・子育ての両立に向けては、子育ての不安や悩み、ストレスを軽減するための仲間作り・交流機会の充実を図ります。

地域や関係機関と連携した、きめ細かい育児支援を行います。

庁内事業	担当課
子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援	子ども家庭課
乳児健診前の母親を対象に、情報提供、仲間づくりをサポートする交流会を実施	各総合支所健康づくり課
子ども家庭支援、電話相談、乳幼児健診、地域活動から把握された育児困難者をMCG(マザーandチャイルド・グループ)につなげていく支援	各総合支所健康づくり課
子育て活動団体への助成	子ども家庭課
児童館の子育てひろば事業	児童課
地域支えあい活動「子育てサロン」への支援	世田谷区社会福祉協議会
世田谷区ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課
おでかけひろば事業の実施	子ども家庭課 保育課
子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供	児童課
子育てメッセの開催	子ども家庭課
地域での子育て交流の開催	児童課
認証取得マンションの情報提供	住宅課
キッズルーム整備事業	住宅課
認証基準による子育てに配慮した住宅供給の誘導	住宅課

## 介護者への支援

仕事と介護の両立を実現するため、介護休業制度の利用促進、介護者の肉体的・精神的な負担の軽減に向けた介護相談や福祉サービスの充実を図ります。

庁内事業	担当課
あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)での介護相談	介護予防・地域支援課
介護保険制度、障害福祉サービスの提供	介護保険課 障害施策推進課 (各総合支所保健福祉課)



## 男性の家事・育児・介護等への参画促進

イベントや講座の開催、情報提供を通して、男性の家事・子育て、介護への参画を促進します。

庁内事業	担当課
情報紙「らぶらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課
両親学級の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)
子育て情報紙の発行	子ども家庭課
父親向けの育児講座の開催	人権・男女共同参画担当課 児童課
あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)いきいき講座の実施	介護予防・地域支援課
介護予防、認知症ケアに関する講習会、講演の実施	介護予防・地域支援課
男の料理教室の開催	世田谷保健所健康推進課
男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催(再掲)	人権・男女共同参画担当課

## 課題 6 . 防災・地域活動等への参画促進

### 【現状と課題】

東日本大震災から5年が経ち、震災の記憶が薄れる中、平成28年4月に熊本地震が発生し、地域防災計画における女性の参画、女性の視点を活かした避難所運営、災害時におけるDVや性暴力の被害への対応など、防災、災害復興の分野への女性の参画の必要性が再認識されています。

区では、区防災会議における女性委員の割合は、平成24年度までは10%以下でしたが、東日本大震災の翌年の平成25年度には女性委員の割合は10%を超えています。

平成27年度の「区政モニターアンケート」の結果によれば、地域の防災対策において特に重要なことは、「避難所の設備に女性の意見を反映させる」が65.4%と最も多く、「防災分野の委員会や会議により多くの女性が参加できるようにする」も35.7%と3割を超えていることから、防災・災害対応においては、一層の女性の参画が求められています。

一部の町会・自治会では、女性の視点に立って防災や災害時における避難所運営のしくみづくりを進めており、このような取組みを区全域に広げていく必要があります。

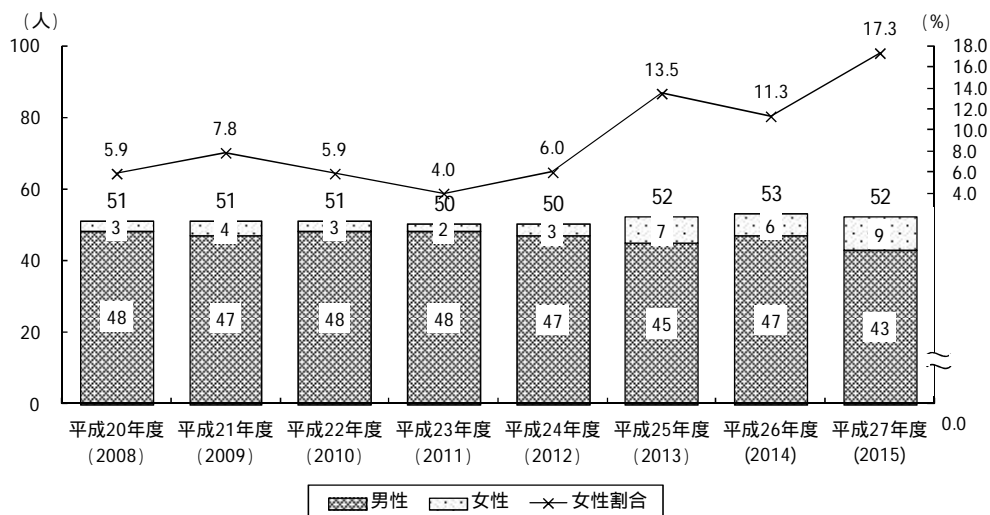
地域防災の観点からも、平常時から男女共同参画の視点を持った地域社会を構築し、真に災害に強い社会をつくる必要があります。

平成26年度の「区民意識・実態調査」の結果によれば、グループ・団体への参加状況は、男性より女性が多くなっています。女性の40代以降では4割を超え、男性はすべての年代で4割に満たない結果となっています。町会・自治会活動への参加をみると、全体では8.7%ですが、性別・年代別にみると、女性は60代で13.3%、男性は50代で22.0%と多くなっています。

町会・自治会長における女性の割合は、1割台にとどまっており、実働は女性、リーダーは男性という構造が依然として残っていることがうかがえます。

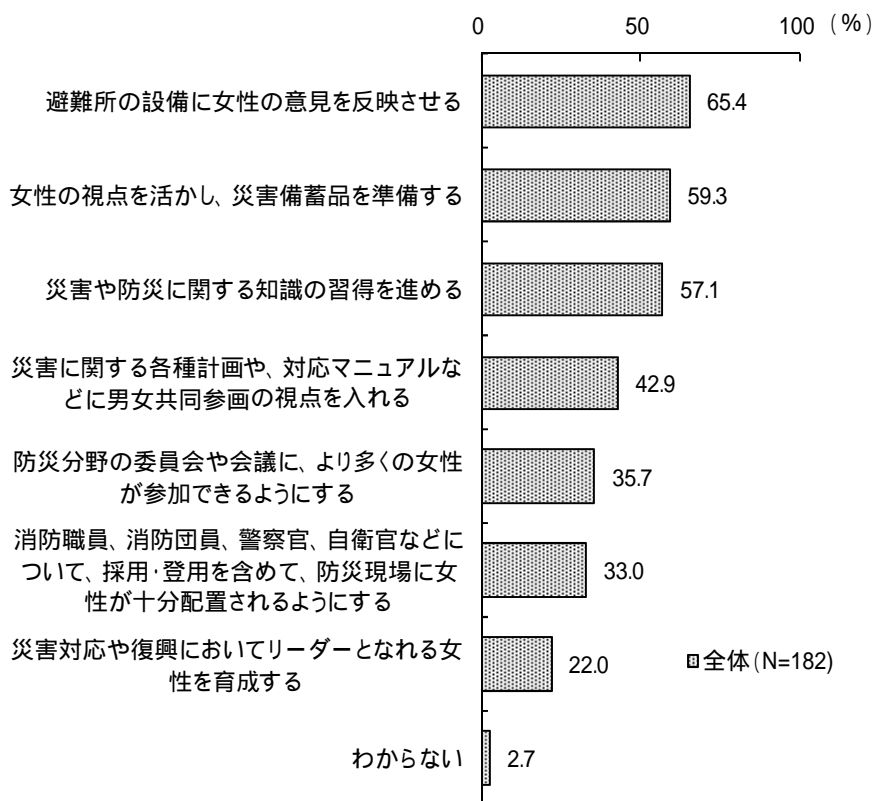
男女がともに地域活動の担い手となり、女性がさらにリーダーシップを発揮し、意思決定に関わるしくみづくりを進める必要があります。

図表 - 6 - 区防災会議における女性の参画



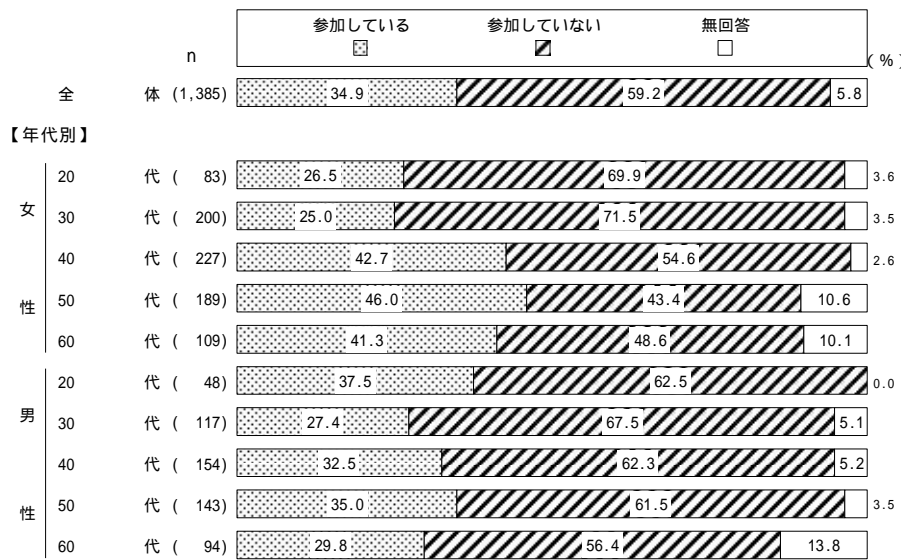
資料：世田谷区

図表 - 6 - 男女共同参画の視点での地域の防災対策において特に重要なこと



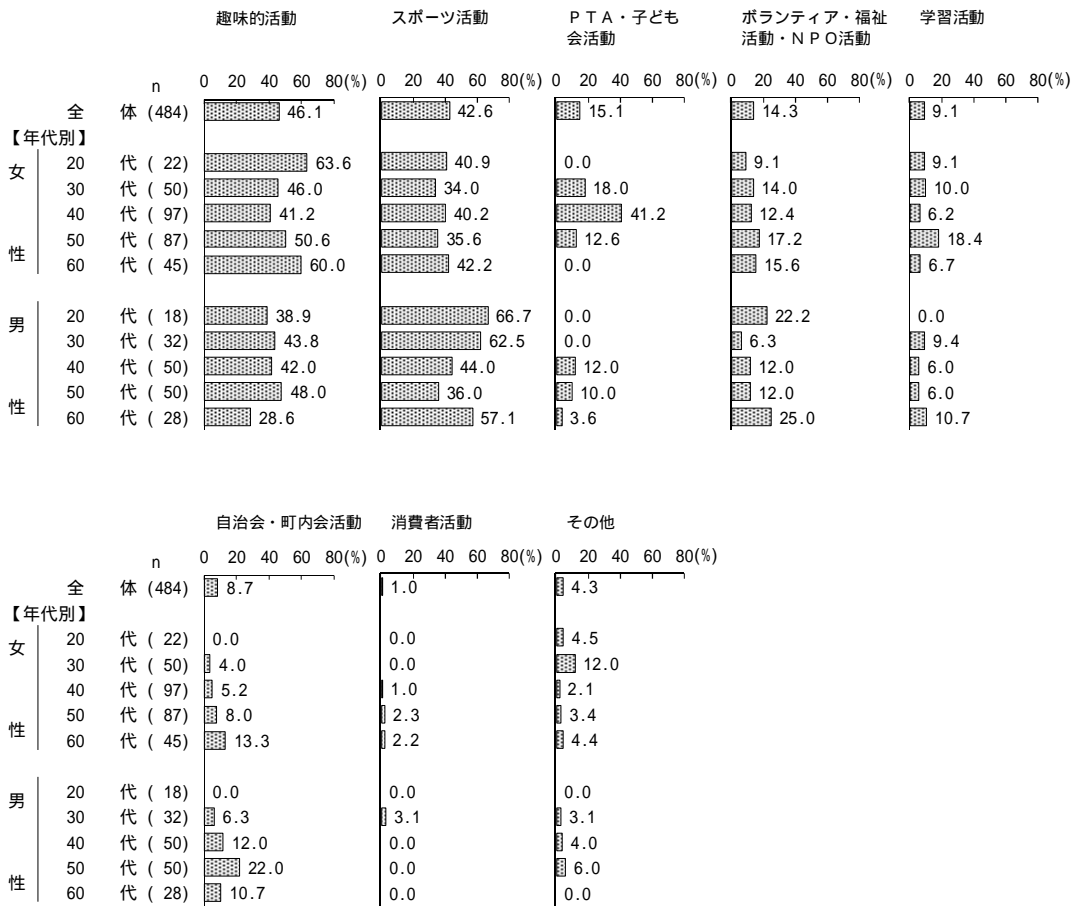
資料「区政モニターアンケート」(平成27年度 世田谷区)

図表 - 6 - グループ・団体への参加状況（性・年代別）



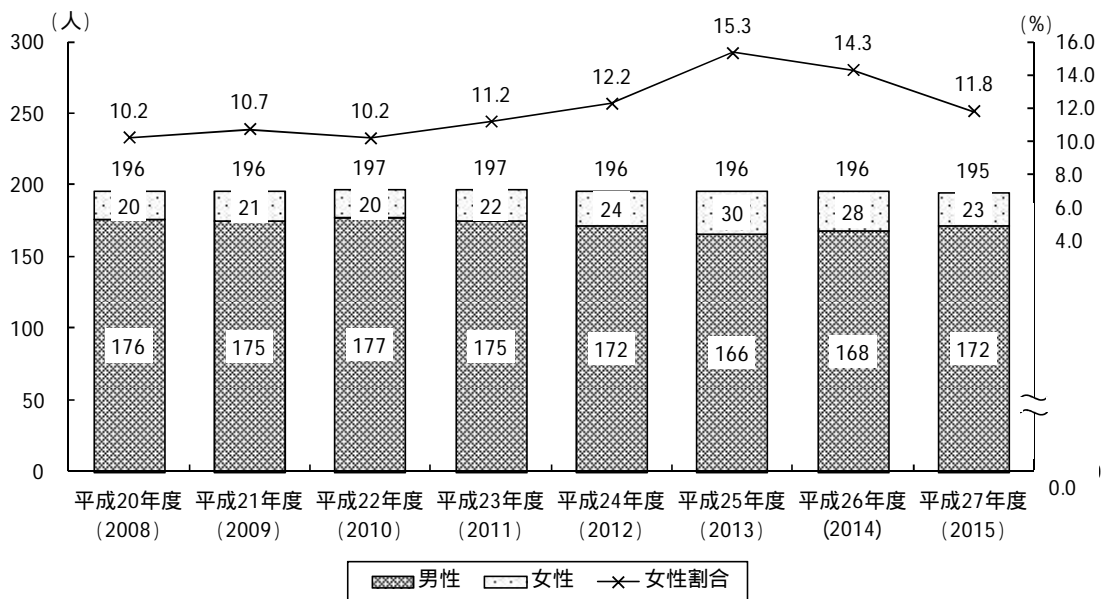
資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成26年度 世田谷区）

図表 - 6 - 活動内容（全体、性・年代別）



資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成26年度 世田谷区）

図表 - 6 - 町会・自治会長における女性の割合



各年度4月1日現在  
資料：世田谷区

## 【施策の方向性】

区の防災会議においては女性の視点部会を設置し、避難者対策や生活再建支援における女性の視点について、対策の強化を検討しています。また、平常時の取組みの充実や、災害時のDVや性暴力の防止の取組みについて検討し、地域防災計画に位置づけていきます。

区では、「団塊の世代」の男性が定年退職後に地域でセカンドライフを送ることを視野に入れ、生涯現役情報ステーションでの地域活動団体等に関する情報発信や、生涯現役ネットワークが行う、地域活動参加推進の取組みへの支援、子育て世代の男性の地域活動への支援等に取り組んでいます。

平成28年4月からスタートした介護予防・日常生活総合支援事業では、NPOや住民等の多様な主体によるサービスを充実することにより、地域支えあいの体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることをめざしており、元気な男女の高齢者の活躍が期待されています。

これまで参加の少なかった若い世代の男性・高齢者等、多様な区民の地域活動への参画を促し、地域活動における男女共同参画を推進します。

また、ワーク・ライフ・バランスを進めることによって、誰もが家庭生活を充実させることができ、地域活動等への参画が活発になることが期待されます。

多様な生き方、働き方が広がる中で、元気な高齢者が地域活動や就労等においても活躍できるように支援していくこと、仕事に多くの時間を費やす男女や子育てに専念している人が、地域活動にも参画できるよう支援することで、地域の活性化を図ります。

さまざまな経験を積んだ区民が能力やキャリアを発揮し、男女共同参画の視点に立って、地域の課題解決をめざすことを支援します。

## 【施策案】

- 防災・災害復興の分野への女性の参画促進
- 地域活動への参画支援
- 地域活動における女性リーダーの育成支援
- 男性の地域活動への参画支援
- 高齢者の社会参画の促進

## 【施策に沿った事業展開】

## 防災・災害復興の分野への女性の参画促進

地域の防災力向上を図るために、政策・方針決定過程から女性の参画を進め、防災や避難所運営等に男女共同参画の視点に立った配慮を盛り込みます。

庁内事業	担当課
地域防災計画や避難所運営等への男女共同参画の視点からの配慮	災害対策課
地域防災計画修正段階からの女性の参画	災害対策課
避難所運営マニュアル改定ワークショップの実施、研修・HUG訓練の実施	災害対策課
復興住宅計画への反映	住宅課 都市計画課
防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課

## 地域活動への参画支援

子育て支援、生涯学習、地域の支えあいなど、多様な地域活動への参画を支援します。

庁内事業	担当課
企画講座の開催	各総合支所地域振興課
子育て支援者養成研修	子ども家庭課
子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供(再掲)	児童課
区民農園・体験農園	都市農業課
生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課
区民講師による出前講座の実施	消費生活課
生涯学習セミナー	各総合支所地域振興課
地域支えあい活動の支援	世田谷区社会福祉協議会
生涯現役情報ステーションでの地域活動団体等に関する情報発信	市民活動・生涯現役推進課
総合型地域スポーツクラブの育成	スポーツ推進課 スポーツ振興財団
NPO等市民活動に関する相談	市民活動・生涯現役推進課
防災、地域活動関連講座等の開催(再掲)	人権・男女共同参画担当課

## 地域活動における女性リーダーの育成支援

地域活動の主な担い手となっている女性の中からリーダーとなる人材を育成します。

庁内事業	担当課
町会・自治会長の女性割合状況調査の実施	人権・男女共同参画担当課
防災、地域活動関連講座等の開催(再掲)	人権・男女共同参画担当課
防災士資格取得助成事業の実施(女性枠の拡充)	災害対策課
避難所運営組織における女性リーダー育成研修の実施	災害対策課

## 男性の地域活動への参画支援

地域への参画機会の少ない男性に、子育てなどをきっかけに、若いうちから地域活動に関わるきっかけをつくり、定年後の男性も地域で活躍できるよう参画への支援をします。

庁内事業	担当課
区立小・中学校のPTAや「おやじの会」活動の活性化・参画促進	生涯学習・地域・学校連携課
「おやじの会」等が企画・運営し、親と子どもを参加対象にしたイベントの開催	生涯学習・地域・学校連携課
企画講座の開催(再掲)	各総合支所地域振興課
子育て支援者養成研修(再掲)	子ども家庭課
地域福祉アカデミー	世田谷区社会福祉協議会
「男性のための健康教室」の実施	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課) (世田谷区保健センター)
区民農園・体験農園(再掲)	都市農業課
生涯現役ネットワークへの支援(再掲)	市民活動・生涯現役推進課
生涯学習セミナー(再掲)	各総合支所地域振興課
防災、地域活動関連講座等の開催(再掲)	人権・男女共同参画担当課



## 高齢者の社会参画の促進

生涯現役をめざす高齢者が個性と能力を十分に発揮できるよう、就業・地域貢献を支援し、社会参画を促進します。

庁内事業	担当課
生涯現役ネットワークへの支援(再掲)	市民活動・生涯現役推進課
ミニ面接会の開催(再掲)	世田谷区産業振興公社 (工業・雇用促進課)
高齢者の就業相談の実施	世田谷区産業振興公社 世田谷区シルバー人材センター (工業・雇用促進課)

## 基本目標 女性に対する暴力の根絶

### 課題7．配偶者等からの暴力（DV）の防止

#### 【現状と課題】

女性に対する暴力は、犯罪行為も含む重大な人権侵害です。暴力の防止、被害者の安全確保、回復、生活自立を支援し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。DVは家庭等で起こるため、外部から見えづらいついことなどから潜在化しやすく、被害が深刻化するなどの状況にあります。特に配偶者からの暴力は、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

DV被害の相談件数は増加傾向にあり、その背景には、DVに関する相談や啓発が進み、潜在的であった被害が顕在化してきたという側面もあります。

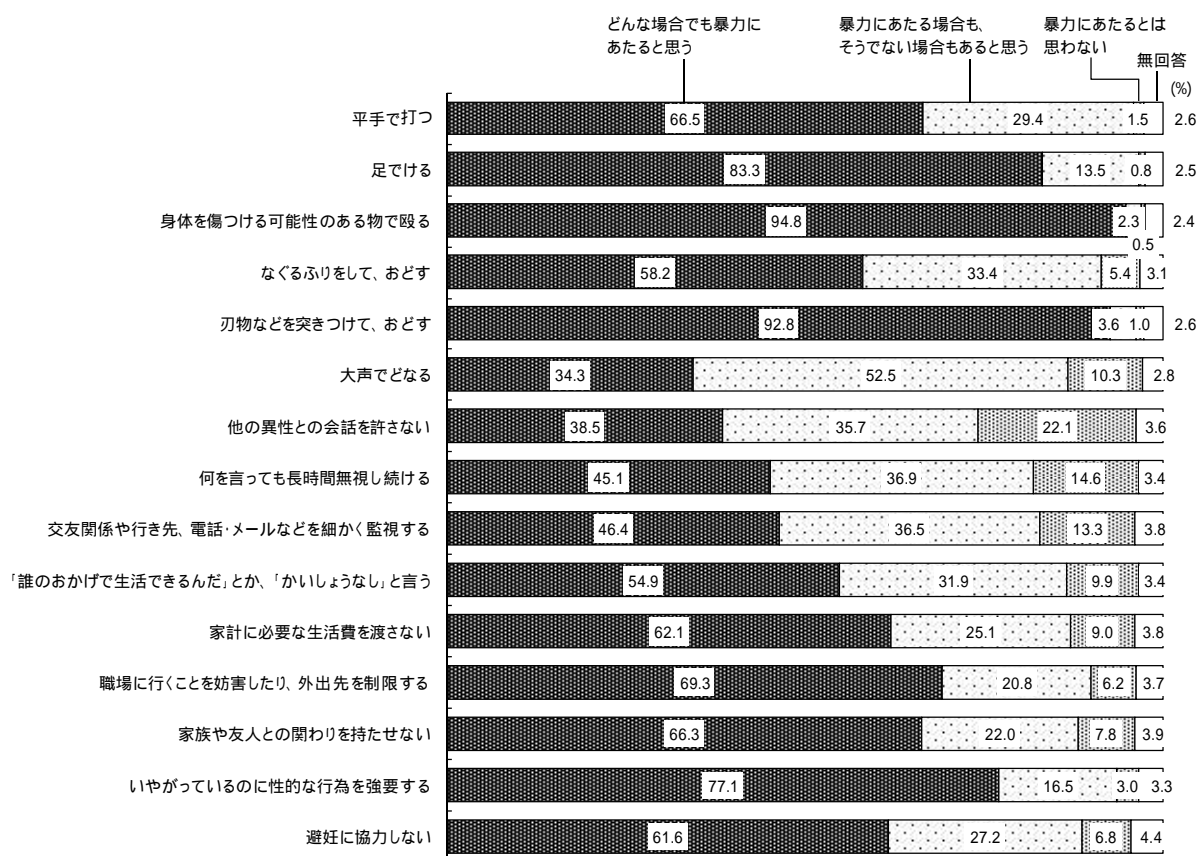
しかし、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によれば、なぐるふりをしておどす、無視する、監視する、どなるなどの行為が暴力であるという認識は依然として低くなっています。配偶者からの被害の相談の有無では、相談しなかった人が56.7%、相談した人は37.2%であり、相談先として友人・知人、家族や親戚が44.9%と多くを占めています。被害を受けた場合も公的な相談窓口につながっていないことがうかがえ、DV防止の理解促進、相談等DVの防止や被害者の支援について、潜在的なニーズがあることが考えられます。

平成26年度に実施した「区民意識・実態調査」では、DV防止法の認知について、「法律名も内容も知っている」が34.3%、「聞いたことがあるが内容は知らない」が53.3%となっています。この結果は、前回調査の平成21年度と比べても大きな変化はみられません。そのため、今後もDV防止法を含めた情報の提供が必要です。

また、ドメスティック・バイオレンスだと思ふものとして、性的暴力にあたる「性行為を強要する」、「避妊に協力しない」については、男女において、意識の差が見られます。さらに、精神的暴力については、ほとんどの項目で意識の差がありました。

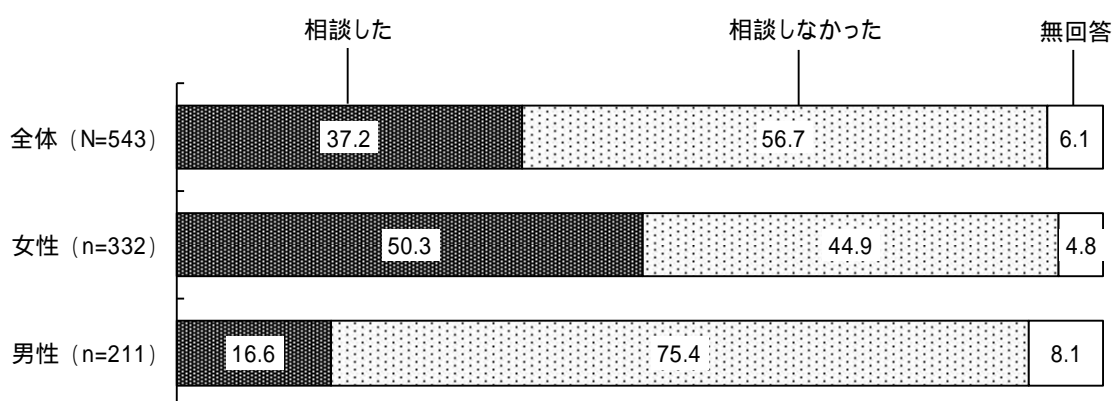
身体的暴力、性的暴力、精神的暴力といったさまざまな形の暴力は、ドメスティック・バイオレンスであるとすべての人に認識されるよう、今後も啓発が必要です。

図表 - 7 - 夫婦間での行為についての暴力としての認識(国、全体)



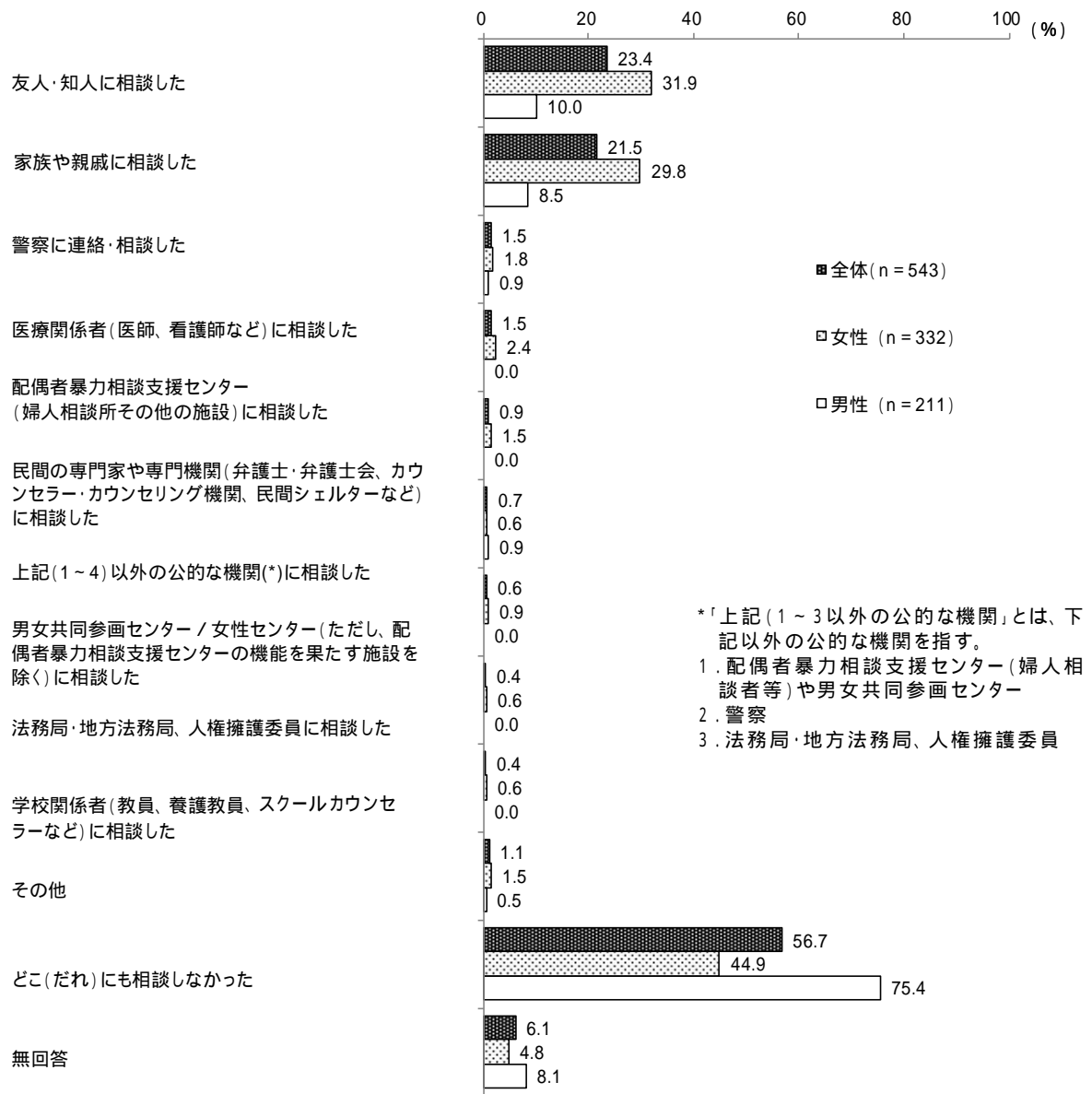
資料：「男女間における暴力に関する調査」(平成26年 内閣府)

図表 - 7 - 配偶者からの被害の相談の有無(国、全体、性別)



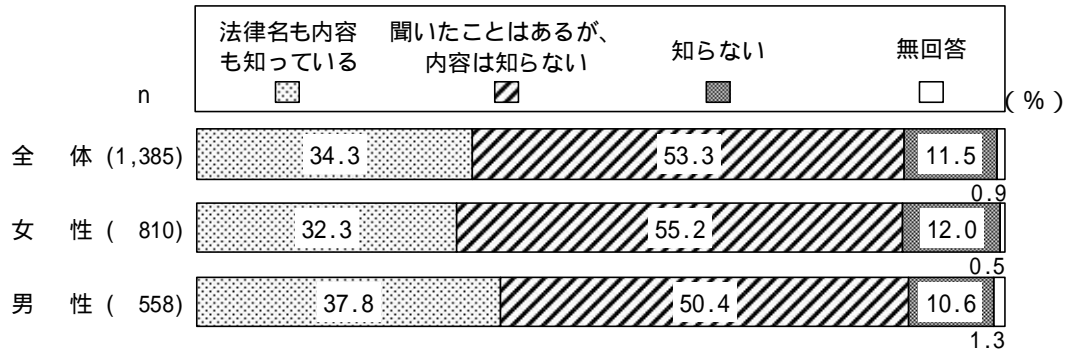
資料：「男女間における暴力に関する調査」(平成26年 内閣府)

図表Ⅲ－７－③ 配偶者からの被害の相談先（国、全体、性別）

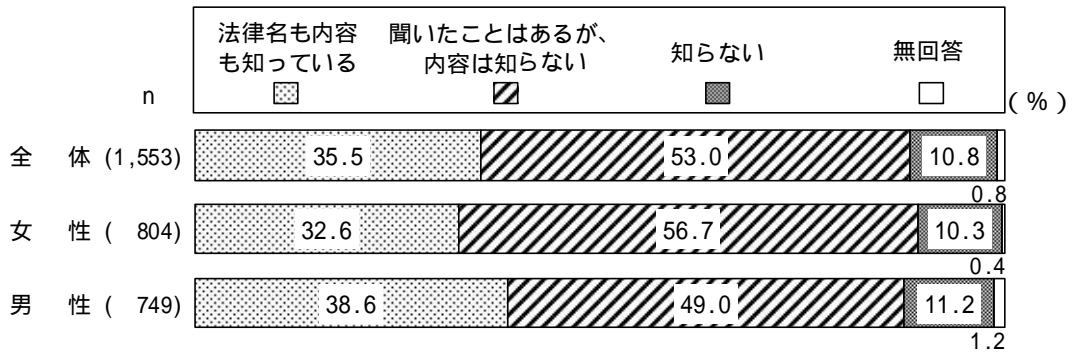


資料：「男女間における暴力に関する調査」(平成26年 内閣府)

図表 - 7 - DV防止法の認知度(全体、性別)  
【平成26年度】

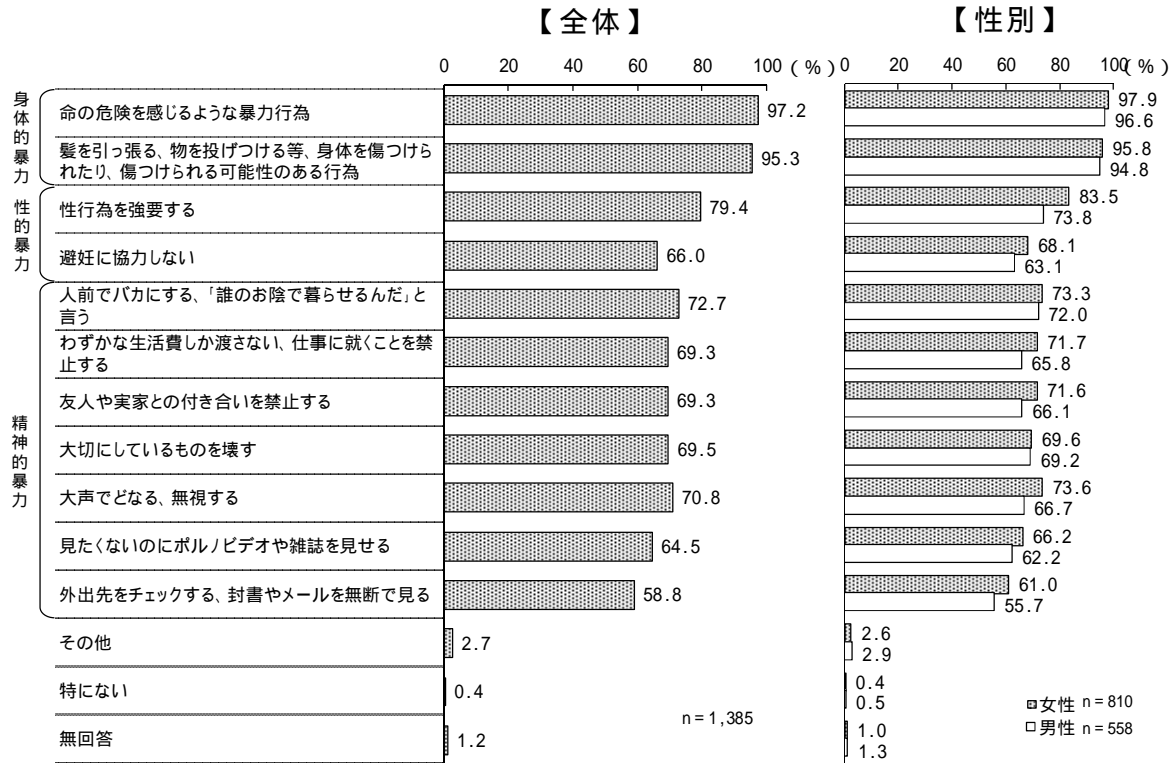


【平成21年度】



資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(平成26年度 世田谷区)

図表 - 7 - ドメスティック・バイオレンスだと思うもの(全体、性別)



資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(平成26年度 世田谷区)

---

## 【施策の方向性】

区は、「DV防止」を実施計画事業に位置づけ、DVに関する相談、DV防止講座、民間支援団体を含めた支援者研修を実施するとともに、啓発資料の発行やDV防止ネットワーク会議の開催、若年層を対象にデートDVをテーマとした学校出前講座などの施策を推進してきました。

DVを未然に防ぐために、精神的暴力もDVであるとの認識を徹底するなど、早期発見につながる啓発や地域ぐるみでDVを防止する意識づくりを強化し、DVのない社会をめざし、男女平等の人権尊重に基づいてDV、若年層へのデートDV防止、早期発見に向けた働きかけに取り組めます。

## 【施策案】

- 暴力の未然防止と早期発見
- 相談体制の充実
- 被害者の安全確保と体制整備

## 【施策に沿った事業展開】

## 暴力の未然防止と早期発見

DV やデート DV への理解促進のための情報提供や、講座等を実施し、未然防止・早期発見につながるよう啓発の充実を図ります。また、子ども虐待防止の観点からもDVの理解促進を図ります。

庁内事業	担当課
DV防止啓発物の充実	人権・男女共同参画担当課
デートDV防止リーフレットによる若年層への啓発	人権・男女共同参画担当課
パンフレット等の発行（「子ども虐待防止ハンドブック」、「初期対応マニュアル」等）	子ども家庭課
DV等暴力防止関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課
区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課

## 相談体制の充実

配偶者等からの暴力等がDV被害であることの理解や認知が進み、DV被害者が一人で悩むことなく支援につながるよう、相談しやすい環境を整えるとともに相談窓口の一層の周知により相談体制の充実を図ります。

庁内事業	担当課
女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課
家庭相談の実施	各総合支所生活支援課
女性相談の実施	各総合支所生活支援課
相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画担当課
DV相談カード及びデートDV相談カードの区内施設内トイレ及び医療機関への設置	人権・男女共同参画担当課

---

## 被害者の安全確保と体制整備

相談から適切な支援に結びつけるためには、被害者やその子どもなどの安全確保が必要です。相談から自立に向けて切れ目のないきめ細やかな支援の体制整備を検討します。

庁内事業	担当課
配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)	各総合支所生活支援課
配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施	各総合支所生活支援課
子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所生活支援課



## 課題8．DV被害者支援の充実

### 【現状と課題】

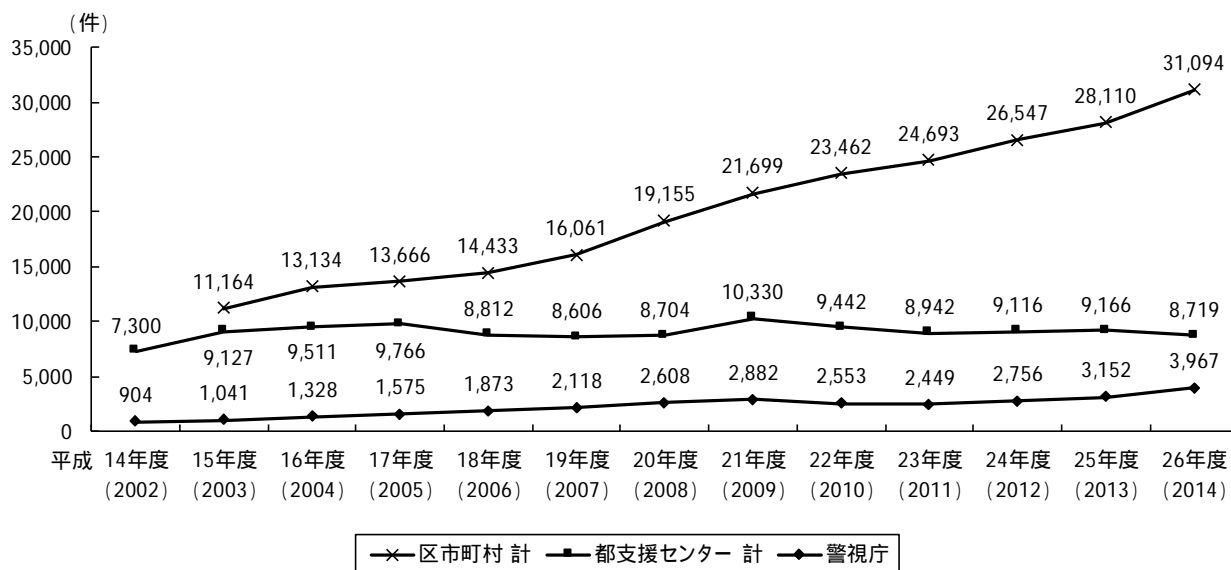
DVの相談件数は年々増加する傾向にあり、東京都全体では平成26年度の相談件数が31,094件となっています。警視庁の統計によれば、配偶者暴力の相談者は女性、行為者は男性が多く、依然として女性の被害者が圧倒的に多い現状があります。内閣府の調査では、配偶者からの被害経験が男性では6人に1人という結果も見られ、男性や声をあげにくい性的マイノリティの被害者が潜在的にいるといった状況もあります。

また、DVは子どもへの直接的な暴力がなくても精神面や行動面の問題が生じることから、児童虐待であるといわれています。高齢者のDV被害については、高齢者虐待として対応されることがあり、一時避難所が少ないなどの理由から自宅に戻されてしまうなど安全が確保できない場合もあることから、DV被害としての支援が必要です。

区では、各総合支所生活支援課と健康づくり課が連携して運営する子ども家庭支援センターが最初の相談窓口として相談を受け、関係各課や民間支援団体とも連携しながら、被害者の保護・生活支援・子育て支援を行っています。被害者のこころと身体の回復には時間がかかるため、健康づくり課では被害者のこころと身体のケアを行うなど、丁寧な取組みを行っています。

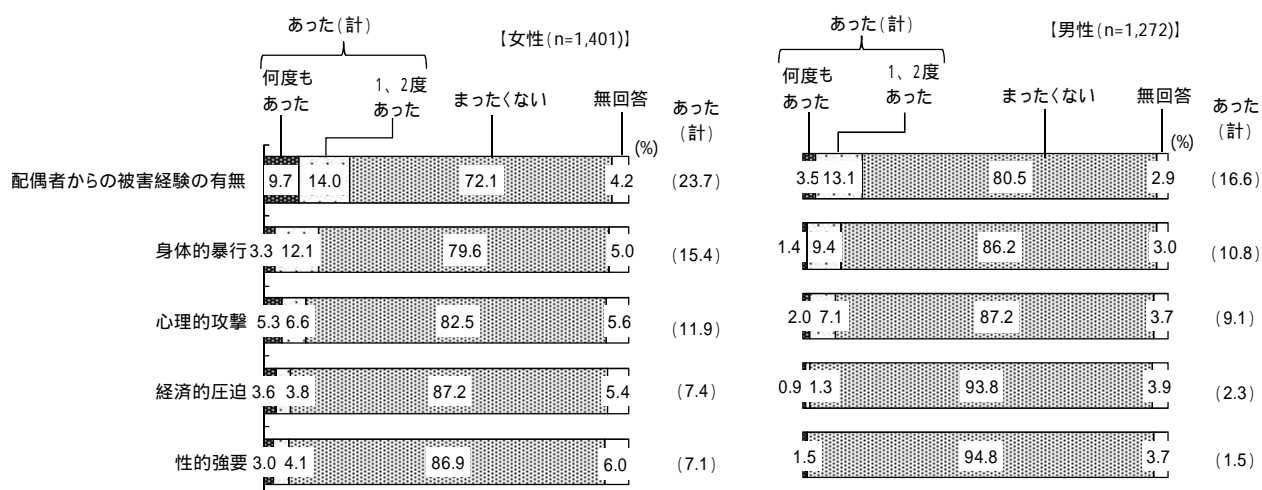
DV相談件数が増加傾向にあり、被害者の状況も複雑化していることなどから、相談員の質の向上を図るとともに、さらなる支援体制の拡充と関係機関やNPOなど民間団体との連携強化が一層重要になっています。

図表 - 8 - 配偶者暴力についての相談件数の推移（東京都）



資料：東京都生活文化局

図表 - 8 - 配偶者からの被害経験の有無（国、性別）



資料：「男女間における暴力に関する調査」（平成26年 内閣府）

図表 - 8 - 配偶者からの暴力相談等受理状況と行為者の性別（東京都、全体、性別）

〔相談者〕

（人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全体	2,688	2,342	2,805	2,821	4,107	4,971
女性	2,645	2,306	2,751	2,742	3,926	4,550
男性	43	36	54	79	181	421

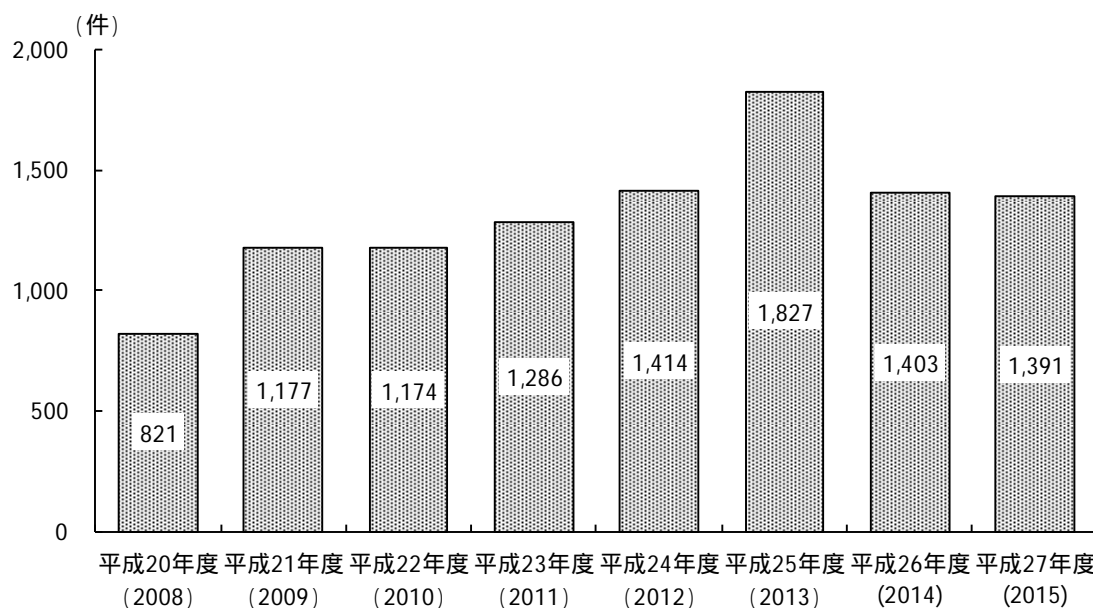
〔行為者〕

（人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全体	2,688	2,342	2,805	2,821	4,107	4,971
女性	47	36	54	79	181	421
男性	2,641	2,306	2,751	2,742	3,926	4,550

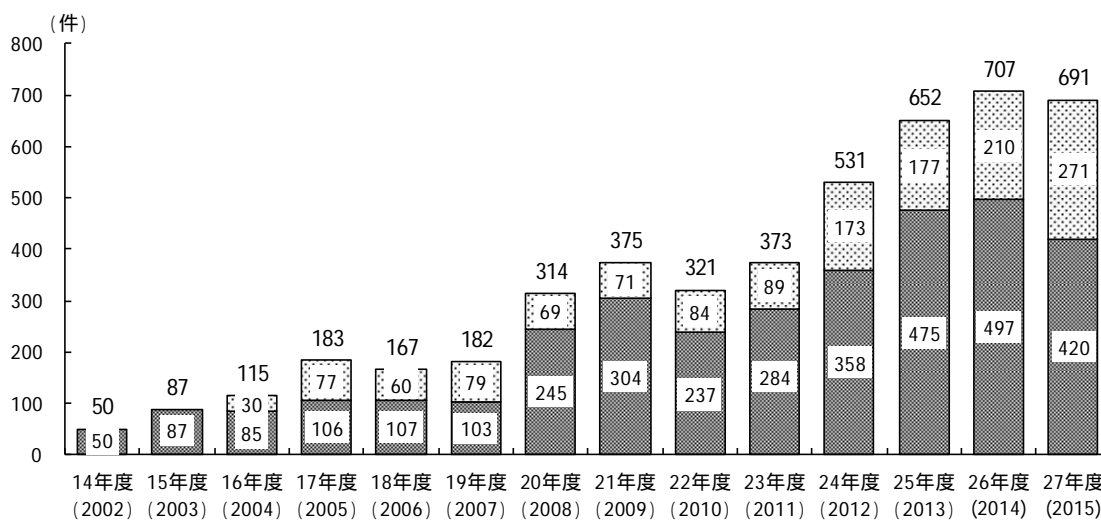
資料：警視庁

図表 - 8 - 総合支所生活支援課におけるDV相談件数



資料：「平成26年度 世田谷区におけるDV防止の取組み事業報告について」

図表 - 8 - 人権・男女共同参画担当課におけるDV電話相談件数



■被害者のための電話相談 1 □全般に関する電話相談 2

1 平成13年10月から毎月2回実施。20年度から週1回実施。

2 平成16年度から毎月2回実施。24年度から週1回実施。

資料：「平成26年度 世田谷区におけるDV防止の取組み事業報告について」

---

## 【施策の方向性】

区は、関係機関やNPOなど民間団体と連携し、DV被害者の一時保護による安全確保、住民票等の交付拒否をする支援措置などによって保護・支援を行っていますが、さらに関係機関等の連携を強化し、支援体制を拡充します。

また相談体制についても行政による相談、民間団体による相談が連携し、さらに児童虐待を受けている子どもへの支援機関との連携、高齢者へのDV被害については、DV担当所管と虐待担当所管とが連携を図れる体制整備など、DV被害者への切れ目のない支援を進めます。DV被害者が精神的な障害に苦しむことなどから、こころと身体を回復し、さらに経済的にも自立できるよう中長期的な生活再建の支援が不可欠であるため、総合的な支援に取り組みます。

## 【施策案】

被害者支援の充実

被害者の中長期的支援（生活再建の支援）

被害者の子どもへの支援

支援体制の充実と関係機関との連携強化

高齢者、障害者の被害者への支援

男性、性的マイノリティの被害者への支援

## 【施策に沿った事業展開】

## 被害者支援の充実

関係機関が連携し、相談、問題解決のための援助や被害者の自立支援の充実を図ります。

DV被害者が、二次被害の防止はもとより、ワンストップで相談・支援が受けられるしくみの充実を図るとともに、都の配偶者暴力相談支援センターとの連携のあり方や配偶者暴力相談支援センターの機能について検討します。

庁内事業	担当課
女性のための悩みごと、DV相談の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課
相談事業の充実と総合案内機能の検討(再掲)	人権・男女共同参画担当課
配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)(再掲)	各総合支所生活支援課
配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施(再掲)	各総合支所生活支援課
子ども家庭支援センターによる支援(再掲)	各総合支所生活支援課
DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課
東京都の配偶者暴力相談支援センターとの連携の在り方と配偶者暴力相談支援センター機能の検討	人権・男女共同参画担当課

## 被害者の中長期的支援(生活再建の支援)

被害者の自立に向けては、経済基盤の確立、カウンセリングや医療面でのサポートが必要であり、関係機関や民間支援団体と連携し、中長期的な視点から、こころと身体の回復や生活再建を支援します。

庁内事業	担当課
DV被害者保護のための生活面での支援(生活保護や子どもの安全な転校支援)	各総合支所生活支援課
暴力被害者に対する健康問題及び回復に関する相談	各総合支所健康づくり課
DV被害者に対する特例的な国民健康保険証の交付	国保・年金課
公営住宅への単身入居機会の提供	住宅課
子ども家庭支援センターによる子育て支援	各総合支所生活支援課 各総合支所健康づくり課

## 被害者の子どもへの支援

被害者の支援機関や児童相談所、子ども家庭支援センター、学校など関係機関が連携し、DV被害者の子どもの安全にも十分に配慮し、教育の機会を確保し、DV被害者の子どものこころと身体のケアを行うなど子どもの権利を守ります。

庁内事業	担当課
子どもの就学、転校の配慮	学務課
子どもの人権擁護機関「せたがやホッと」相談・救済事業	子ども家庭課

## 支援体制の充実と関係機関との連携強化

被害者の問題解決や自立支援の充実に向けて、区の窓口での適切な対応、二次的被害の防止、関係機関や民間支援団体等との連携を強化します。

庁内事業	担当課
住民票等の交付拒否による保護と支援措置	住民記録・戸籍課 (各総合支所地域振興課)
DV被害者への同行支援の充実(再掲)	人権・男女共同参画担当課
区職員向けDV被害者対応の手引き配付	人権・男女共同参画担当課
区職員へのDV防止研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)
DV被害者支援団体連絡会の開催	人権・男女共同参画担当課
要保護児童支援協議会、要保護児童支援地域協議会の開催	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)
DV防止ネットワーク会議の開催	人権・男女共同参画担当課
区民・団体によるDV被害者支援及び支援者養成活動への支援	人権・男女共同参画担当課

## 高齢者、障害者の被害者への支援

高齢者や障害者への虐待対策と連携し、高齢者や障害者でDVの被害を受けている人への支援を行います。

庁内事業	担当課
高齢者虐待対策事業	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉課)
障害者虐待防止対策	障害施策推進課 (各総合支所保健福祉課)

## 男性、性的マイノリティの被害者への支援

潜在的で深刻化しやすい男性や性的マイノリティのDV被害者が相談しやすい環境を整備することで支援に努め、充実を図ります。

庁内事業	担当課
DV相談の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課
家庭相談(再掲)	各総合支所生活支援課
DV被害者への同行支援の充実(再掲)	人権・男女共同参画担当課
広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課
性的マイノリティの相談、居場所事業の実施	人権・男女共同参画担当課
DV被害者支援団体との連携	人権・男女共同参画担当課

## 課題 9 . 暴力を容認しない意識づくり

### 【現状と課題】

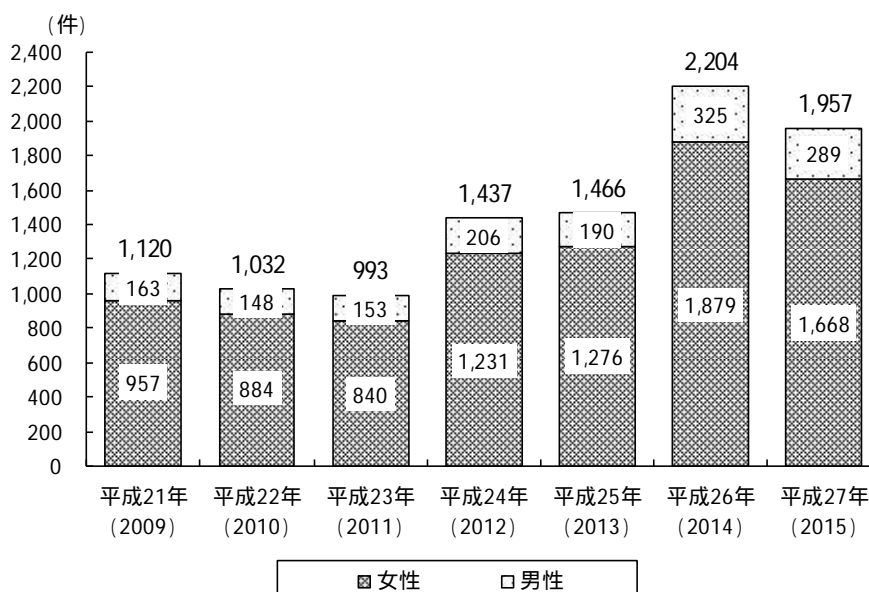
女性に対する暴力には、配偶者等からの暴力やストーカー行為以外にも、性暴力、セクシュアルハラスメント、近年ではインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用したリベンジポルノ、マタニティハラスメントなどの暴力も生まれています。また、加害者への対策については、司法との連携の必要性があるなど、困難な状況にあるため、暴力を生まない、暴力の連鎖を断つための啓発が重要です。

区では、区内の大学、企業等に向けた働きかけ、情報紙「らぶらす」等を通じた啓発・情報提供を行ってきました。また、平成27年度には、「区内企業の意識・実態調査」の中で、社内で問題となったパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等性別に関わりなく起きるハラスメントの有無、マタニティハラスメントの有無や、原因、防止の取り組み意向などをたずねる質問を盛り込み、実態の把握に向けて取り組んでいます。

あらゆる暴力を根絶するためには、暴力を容認しない意識づくりを進める必要があります。

また、災害時においては、女性、子ども、性的マイノリティといった弱い立場の人に対するDVや性暴力が発生しやすいといった現状があります。災害時においてもDVや性暴力を未然に防ぎ、避難所運営において安全で安心な環境整備ができるような防災対策につなげ、平常時から地域社会における男女共同参画を推進する必要があります。

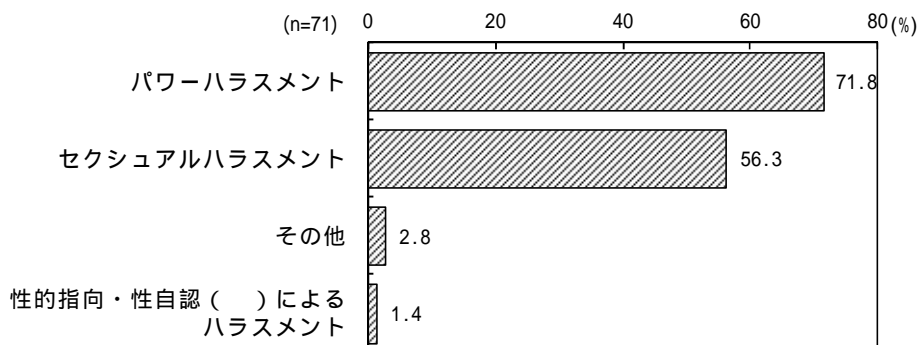
図表 - 9 - 警察におけるストーカー行為等の相談件数の推移（東京都）



資料：警視庁調べ

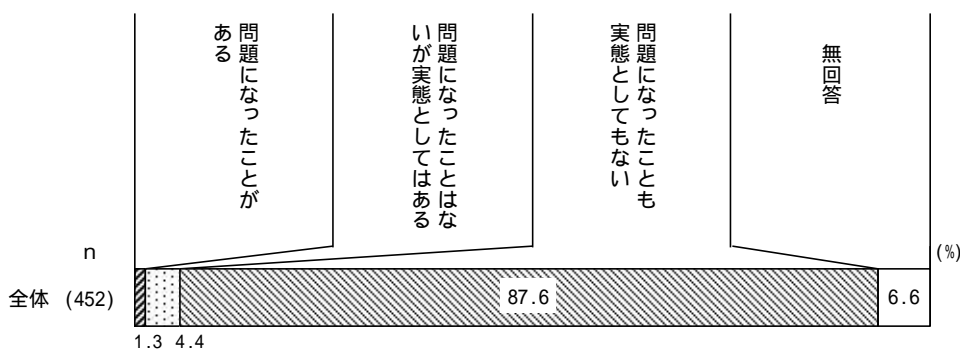


図表 - 9 - 問題となったハラスメントについて（全体、複数回答）



性的指向・性自認とは、同性愛や性同一性障害など、性的マイノリティに関すること。  
 資料：「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」（平成27年度 世田谷区）

図表 - 9 - マタニティハラスメントの有無（全体）



資料：「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」（平成27年度 世田谷区）

---

## 【施策の方向性】

主に女性に対する暴力として問題となっているDV、ストーカー行為、性暴力にとどまらず、暴力を容認しないという意識の醸成を図るため家庭、教育現場、職場また地域での意識啓発を進め、あらゆる暴力の根絶をめざします。

DV被害者等の二次被害防止や支援者のレベルアップを目的とした区職員・教職員等の研修を充実させていきます。

職場においては、セクシュアルハラスメント等性別に関わりなく起きるハラスメントやマタニティハラスメントなどの実態を把握し、防止に取り組みます。

## 【施策案】

人権尊重と暴力防止の意識づくり

学校における人権教育の推進

性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

## 【施策に沿った事業展開】

## 人権尊重と暴力防止の意識づくり

人権尊重の観点から、あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。

庁内事業	担当課
情報紙「らぶらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課
広報紙・ホームページでの啓発(再掲)	人権・男女共同参画担当課

## 学校における人権教育の推進

あらゆる偏見や差別のない望ましい人間関係や思いやりの心を育てるために、男女共同参画の視点から人権教育を推進します。

庁内事業	担当課
男女平等教育等の人権教育の推進(再掲)	教育指導課
区立学校教職員を対象とした人権教育推進に関わる研修の実施(再掲)	教育指導課
区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課
区内中学3年生を対象としたデートDV防止啓発小冊子の配布	人権・男女共同参画担当課

## 性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり

性暴力、ストーカー行為、虐待など、あらゆる暴力を防止するための意識づくりを進めます。

庁内事業	担当課
情報紙「らぶらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課
広報紙・ホームページでの啓発(再掲)	人権・男女共同参画担当課
校長会、副校長会、生活指導主任研修会等での説明	教育指導課
虐待防止についての周知啓発	教育指導課

---

## セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止に向けて、区内大学、企業等への意識啓発、研修、相談の充実を図ります。

庁内事業	担当課
情報紙「らぶらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課
区内大学、企業等への働きかけ	人権・男女共同参画担当課 工業・雇用促進課
女性のための悩みごと相談	人権・男女共同参画担当課
女性相談の実施(再掲)	各総合支所生活支援課

**基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築****課題10．性差に応じたところと身体健康支援****【現状と課題】**

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。一人ひとりが主体的に行動し、社会に参画していく上で、ところと身体健康について正確な知識・情報を入手し、生涯を通じて健康を享受できるようにすることが大切です。特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)は、個人としての尊厳を重んぜられる「男女共同参画社会の実現」にとって欠かすことのできない視点です。

区では「健康せたがやプラン」に基づき、生涯にわたる女性の健康づくりのために、女性特有の疾病に対する支援、若い女性の健康づくりの支援、妊娠・出産・育児等に伴う健康的な生活への支援に取り組んでいます。その中で、区では、女性の大腸がん、乳がんの標準死亡比(地域による人口・年齢構成比の違いを取り除いて死亡率を比較するための指標)が東京都平均より高くなっており、検診の実施のみならず、受診を促す意識啓発が必要です。

区の合計特殊出生率(15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均)は1.06で、国・東京都より低い状況にあります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、女性の生き方・働き方に応じた妊娠・出産に関わる選択を尊重し、支援する体制の充実を図る必要があります。

図表 - 10 - 女性の大腸がん、子宮がん、乳がんの標準化死亡比  
(世田谷区、東京都)

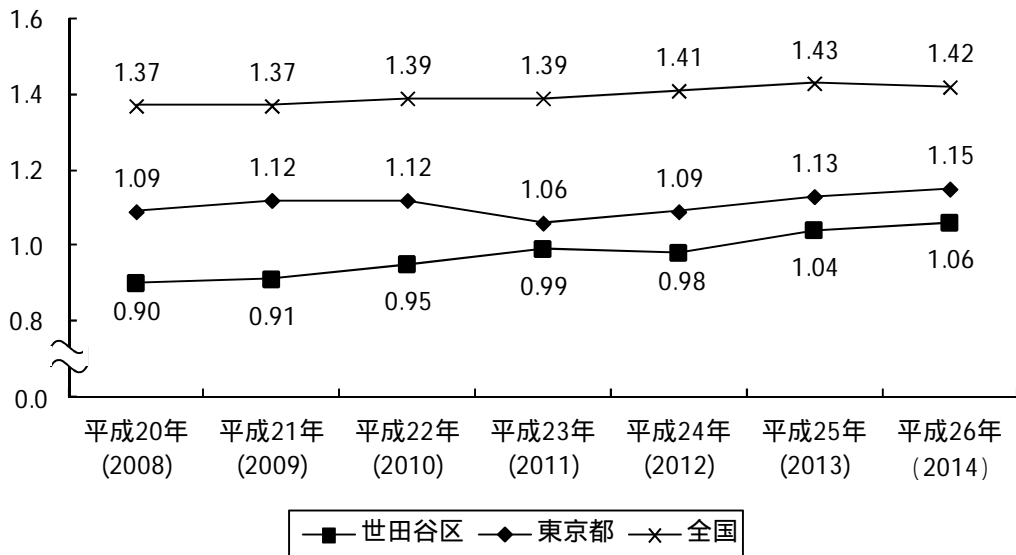
	大腸がん	子宮がん	乳がん
世田谷区	102.6	86.3	100.8
東京都	100.0	100.0	100.0

標準死亡比 (SMR Standardized Mortality Ratio)

人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。ここでは東京都の標準化死亡比を100(基準値)とした場合、100より多ければ死亡率が高いことを表している。

資料：平成22年東京都福祉保健局

図表 - 10 - 合計特殊出生率の推移 (世田谷区、東京都、全国)



各年1月1日現在  
資料：世田谷区 世田谷区の統計書  
東京都 東京都人口動態統計  
国 人口動態統計

**【施策の方向性】**

男女が互いの身体的な性差を理解しあい、子を産み育てることに関わる健康と権利（自己決定権）への配慮、性差を考慮した健康支援、年代に応じた性教育などが求められています。

今後の取り組みとしては、多様な性への配慮が必要です。

**【施策案】**

疾病予防、健康づくりの推進

こころの健康対策

母子の健康支援

年代に応じた性教育の普及

## 【施策に沿った事業展開】

### 疾病予防、健康づくりの推進

身体的性差を考慮した上で、ライフステージに応じたところと身体の健康づくりを支援します。

区の健康診査やがん検診、相談や講座の充実を図ります。

区民主体の、地域における健康づくりの活動グループを支援します。

食を通じた健康づくりを支援するとともに、地域保健と職域保健の連携により健康づくりを支援します。

庁内事業	担当課
区民健診	各総合支所健康づくり課
成人健診	世田谷保健所健康推進課
がん検診(肺がん、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん)及び胃がんリスク(ABC)検査	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課) (世田谷区保健センター)
がん相談コーナー	世田谷保健所健康推進課
エイズや性感染症の抗体検査・相談対応	世田谷保健所感染症対策課
元気体操リーダー養成	世田谷保健所健康推進課
健康に関する情報・ネットワークづくり	世田谷保健所健康推進課
総合型地域スポーツクラブの育成(再掲)	スポーツ推進課 スポーツ振興財団
リプロダクティブヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関するセミナー	人権・男女共同参画担当課
健康講座	世田谷保健所健康推進課
更年期障害等に関する情報発信	各総合支所健康づくり課
認知症高齢者専門相談	介護予防・地域支援課 (各総合支所保健福祉課)
配食サービス	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉課)
会食サービス	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉課)
食育講座等の食育事業の普及啓発	世田谷保健所健康推進課
学校を中心とした食育推進事業の普及・啓発、健康教育推進研修の実施	学校健康推進課 (教育指導課)
世田谷区地域・職域連携推進連絡会における取組み	世田谷保健所健康推進課



## こころの健康対策

相談や講座を通して普及啓発と情報提供の機会の充実を図り、ライフステージに応じたこころの健康支援に取り組みます。

地域との連携を図り、精神保健・自殺予防対策への取組みを進めます。

庁内事業	担当課
相談体制の充実	各総合支所健康づくり課
事業者や医療関係者と連携した普及啓発	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)
思春期こころの健康相談(子ども・思春期)	各総合支所健康づくり課
こころの健康相談	各総合支所健康づくり課
認知症高齢者専門相談(再掲)	介護予防・地域支援課 (各総合支所保健福祉課)
依存症相談(アルコール等)	世田谷・烏山総合支所健康づくり課
こころの健康づくりに関する講座の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)
思春期青年期精神保健部会の開催	世田谷保健所健康推進課 (学校健康推進課)
世田谷区自殺対策協議会の開催	世田谷保健所健康推進課
こころスペース(思春期の匿名相談)	世田谷保健所健康推進課
女性のためのこころと身体の健康講座等の開催	人権・男女共同参画担当課

## 母子の健康支援

出産前後の健康支援を行うため、情報提供、健康診査、医療費や出産費の助成を行います。

乳幼児の健康診査や相談の充実を図り、母子のこころと身体の健康づくりを支援します。

庁内事業	担当課
母子健康手帳の交付	世田谷保健所健康推進課 各総合支所健康づくり課 各出張所・まちづくりセンター等
妊婦健康診査	世田谷保健所健康推進課
妊娠高血圧症候群等医療助成	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)
非課税世帯への保健指導票の交付	各総合支所健康づくり課
低所得世帯へのお産費補助	総合支所生活支援課
母親学級・両親学級の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)
乳幼児健康診査	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)
児童館での出張育児相談(再掲)	各総合支所健康づくり課
食生活・歯科相談	各総合支所健康づくり課
親子の心身の健康相談(心理相談、経過観察健診、MCG(マザーandチャイルド・グループ)、窓口・電話相談)	各総合支所健康づくり課
離乳食講習会、4か月、1歳6か月、3歳児健診及び両親学級等の機会での食に関する啓発	各総合支所健康づくり課
家庭教育学級での保護者への食育推進	生涯学習・地域・学校連携課
児童館事業での食育推進	児童課
世田谷版ネウボラ(妊娠期からの切れ目のない子育て支援)(再掲)	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)
不妊治療費の助成	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)

## 年代に応じた性教育の普及

学校と保健所が連携し、発達段階に応じて、性教育の充実を図ります。  
特に、第二次性徴期の子どもに向けて、多様な性に関する正しい知識を提供します。

庁内事業	担当課
性教育の推進	教育指導課
エイズ予防啓発活動	世田谷保健所感染症対策課
学園祭やイベント会場でのキャンペーン	世田谷保健所感染症対策課
差別や偏見をなくすためのPR活動	世田谷保健所感染症対策課
エイズ/性感染症相談・検査の実施、充実	世田谷保健所感染症対策課
学校への計画的な保健師等の派遣	世田谷保健所感染症対策課
予防啓発用媒体・資材の貸し出し、配布	世田谷保健所感染症対策課

## 課題 11 . ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

### 【現状と課題】

全国のひとり親家庭の生活の状況をみると、母子世帯は父子世帯に比べて平均年間収入が低く、相対的貧困率が高くなっています。長時間勤務や転勤が当然とされている正社員型の男性を中心とした労働慣行のなかで、母子世帯は正規雇用として就労することができず貧困等の生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。生活保護を受給する母子世帯については増加傾向にあり、こうした貧困等の生活上の困難により、子どもに十分な教育機会が与えられず、貧困等の世代間連鎖が危惧されています。

非正規雇用の問題は男性にも広がっており、今後は父子世帯に対する経済的支援や、生活支援の充実を図ることも必要となっています。

こういった状況もあり、区では平成27年4月から生活保護には至らない生活困窮者の自立支援、生活困窮家庭の子どもの学習支援などの取組みが始まっています。今後、関連部署との緊密な連携による、切れ目のない総合的な支援がさらに必要となっています。

図表 - 11 - ひとり親家庭の主要統計データ  
(平成23年度全国母子世帯等調査の概要)

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離別 80.8% 死別 7.5%	離別 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

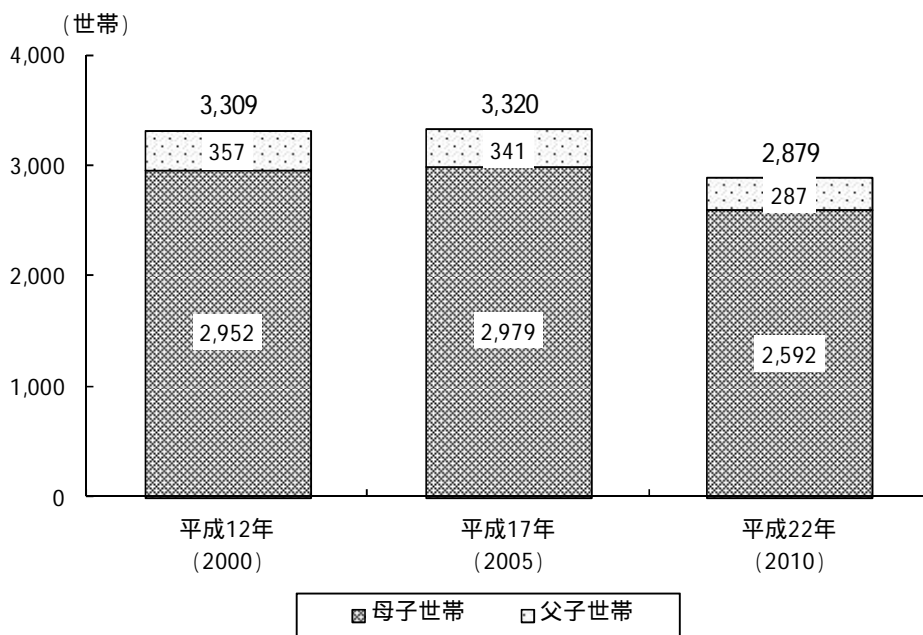
上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

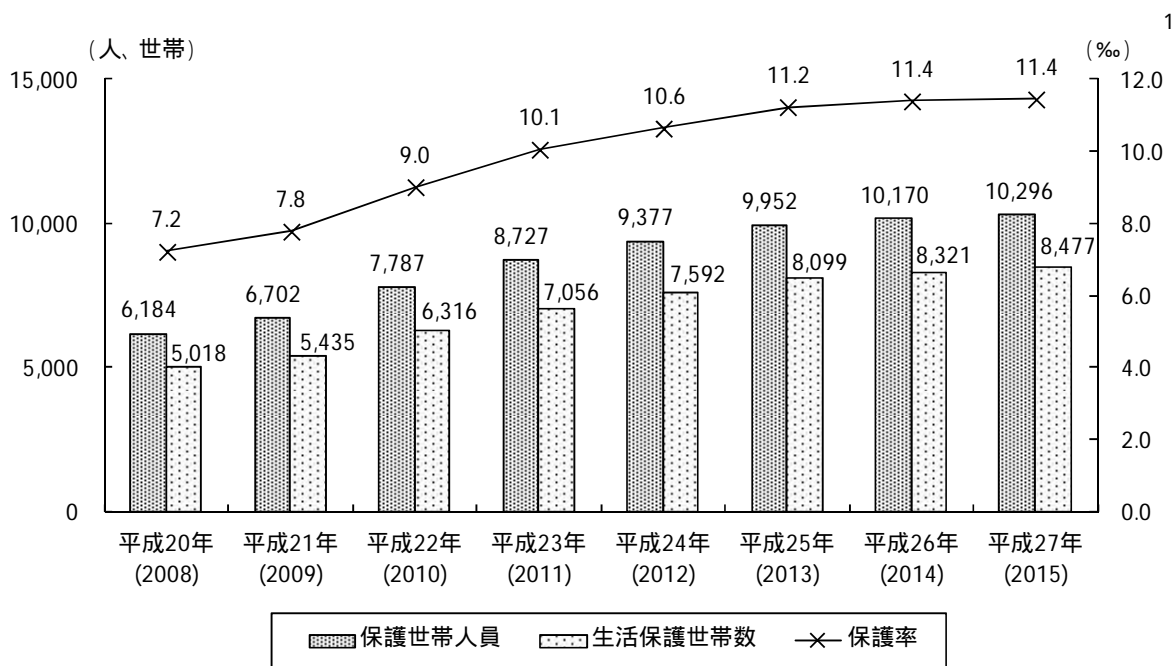
資料:「ひとり親家庭等の支援について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 平成27年4月)

図表 - 11 - ひとり親世帯の推移 (世田谷区)



資料：国勢調査（平成12、17、22年）

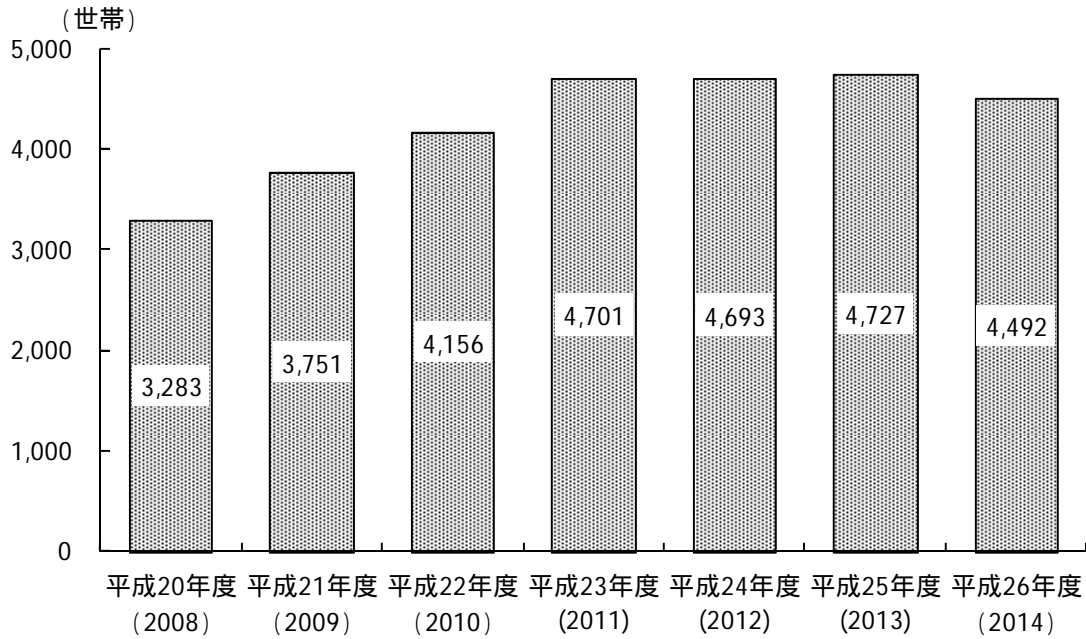
図表 - 11 - 生活保護世帯数 (世田谷区)



‰ (パーミル) は千分率であり、1,000分の1を1とする単位  
各年1月現在

資料：東京都福祉行政統計

図表 - 11 - 生活保護支給延世帯数\_母子世帯



資料：世田谷区の統計（平成21、27年）

### 【施策の方向性】

母子世帯・父子世帯にかかわらず、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

特に、母子世帯は父子世帯に比べて非正規雇用が多いため収入が少なく、経済的に困窮するケースが少ないことから、支援の充実を図ります。DV被害に起因する場合、精神的な回復、自立への模索が長期間にわたることなどから、安定した生活を営むために、当事者の立場に立った就労支援、精神的な支援などを進めます。

また、ひとり親家庭の子どもへの支援として、子どもの貧困対策と連携した支援を行います。

### 【施策案】

- ひとり親家庭への相談・情報提供の充実
- ひとり親家庭の親への就労支援
- ひとり親家庭への生活支援
- ひとり親家庭の子どもへの支援

## 【施策に沿った事業展開】

## ひとり親家庭への相談・情報提供の充実

子ども家庭支援センターと連携し、ひとり親家庭の相談、情報提供の充実を図ります。

庁内事業	担当課
子ども家庭支援センターによる支援(再掲)	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課) (各総合支所健康づくり課)
困難な状況にある当事者のための居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課
養育費相談会	子ども家庭課 人権・男女共同参画担当課
家庭相談の実施(再掲)	各総合支所生活支援課
シングルマザー支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課

## ひとり親家庭の親への就労支援

ひとり親の経済的自立に向けて、就労支援を行います。

庁内事業	担当課
母子・父子自立支援プログラム	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進費給付金	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)
ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)

## ひとり親家庭への生活支援

関係各課が連携して、母子生活支援施設入所支援や経済的支援を行い、ひとり親家庭の生活を支援します。

庁内事業	担当課
児童扶養手当	各総合支所生活支援課
児童育成手当	各総合支所生活支援課
ひとり親家庭等医療費助成	各総合支所生活支援課
母子及び父子福祉資金等貸付	各総合支所生活支援課
母子生活支援施設入所	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)
ひとり親等家事援助ホームヘルパーの派遣	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)

## ひとり親家庭の子どもへの支援

学校教育による学力保障に取り組みます。

学校を窓口、福祉の関連部署・関係機関との連携を図り、ひとり親家庭の子どもへの生活支援を行います。また、学習習慣の定着や苦手科目等の克服をめざしひとり親家庭等の子どもの学習支援事業や学び直しの支援事業を行います。

庁内事業	担当課
教育相談	教育相談・特別支援教育課
ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業	子ども家庭課
ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業 (再掲)	子ども家庭課 (各総合支所生活支援課)



**課題12．性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援****【現状と課題】**

性的マイノリティは、性的指向や性自認を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくするための知識や理解を深めるとともに、当事者への支援が求められています。

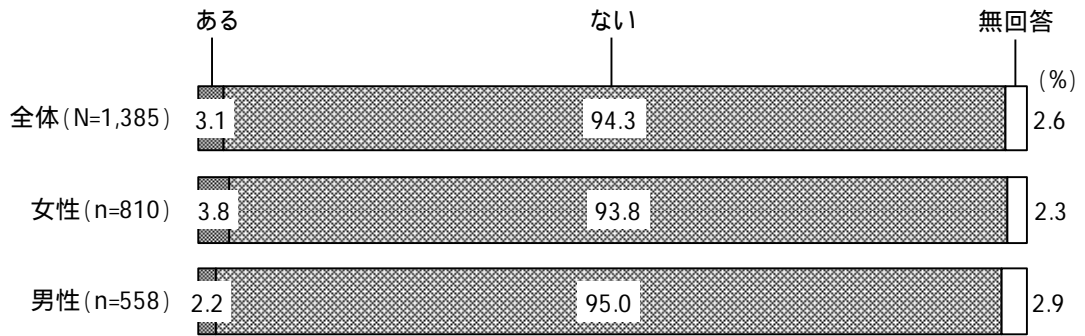
国の自殺総合対策大綱では、性的マイノリティの自殺念慮の割合等が高いことが指摘されていること、その背景には性的マイノリティに対する無理解や偏見等があることにふれ、年代に合わせた情報提供・支援の中心的役割を担う人材として、教職員の理解を促進することを求めています。

区では、平成26年度の「区民意識・実態調査」ではじめて性的マイノリティに関する調査項目を加え、実態の把握に取り組んでいます。その結果、今まで自分の性別に悩んだ経験があると回答した人は、3.1%となっています。性的マイノリティという言葉の認知度は70.0%、性的マイノリティの人権施策等が「必要だと思う」は70.0%となっており、支援の必要性が明らかになりました。

区はこれまで性的マイノリティへの理解講座をはじめ、相談、職員研修などに取り組んできました。さらに「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を定め、平成27年11月には同性カップルである区民がその自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対しておこない、同性カップルの気持ちを受け止めるといった、世田谷区パートナーシップの宣誓の取組みを行っています。今後、就労、住まい、高齢化、災害時の対応などの課題を解決することが求められます。

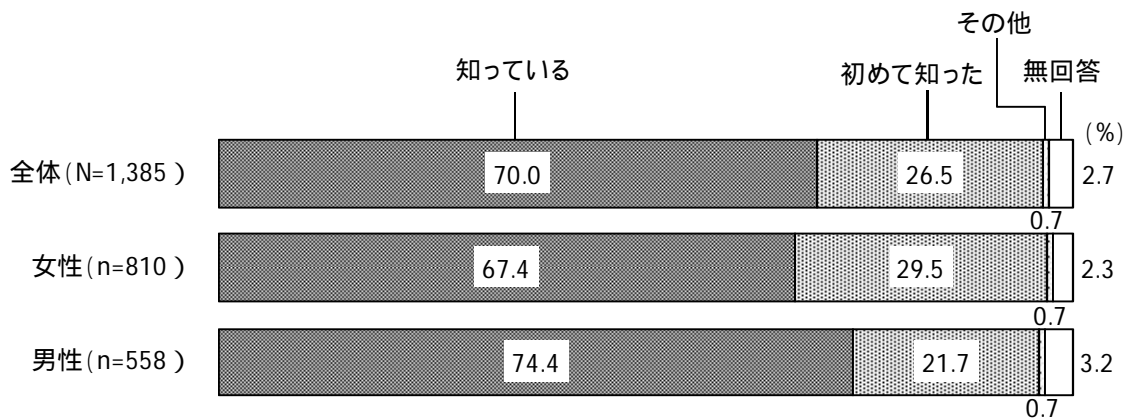
区は、性的マイノリティへの支援に取り組む先進的な自治体のひとつとして、地域・学校・職場において多様な性への理解が進むよう、理解促進と支援に取り組む必要があります。

図表 - 1 2 - 性別の悩みの有無（全体、性別）



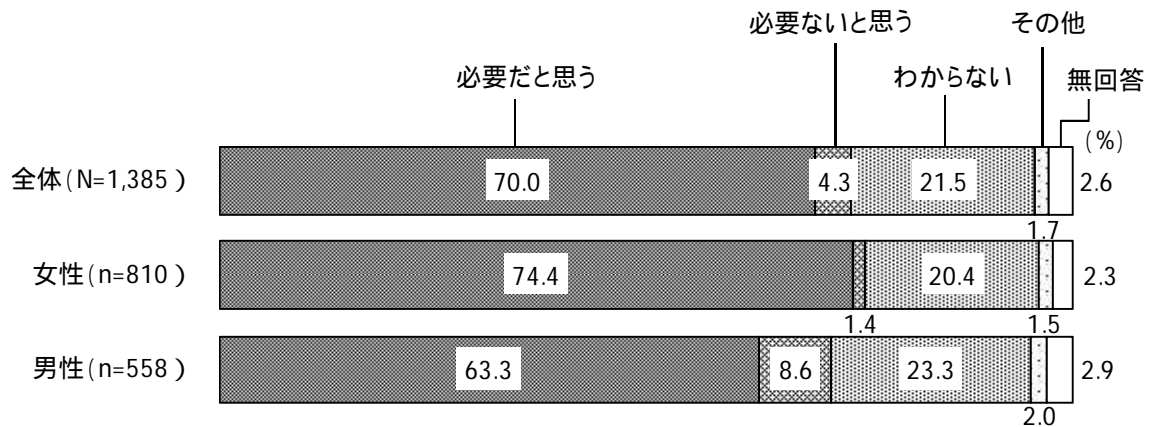
資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成26年度 世田谷区）

図表 - 1 2 - 性的マイノリティという言葉の認知（全体、性別）



資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成26年度 世田谷区）

図表 - 1 2 - 性的マイノリティへの人権施策等の必要性（全体、性別）



資料：「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成26年度 世田谷区）

**【施策の方向性】**

一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重の観点から性的マイノリティへの災害時や就労時での支援の充実を図るとともに、相談体制を整備し、居場所づくりに取り組み、性的マイノリティの方の住まいの確保や医療等、日常生活における支援についての検討を進めます。

また、多様な性のあり方に対し理解の促進を図るために、区民向けの講座やセミナーを充実するとともに、性的マイノリティへの支援の過程で二次的被害に繋がらないよう区職員・教職員には、研修による理解促進に取り組みます。

**【施策案】**

就労・災害時等における性的マイノリティへの支援  
性的マイノリティへの理解の促進  
同性パートナーシップに関する取組み  
性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備  
区職員・教育分野における理解促進

## 【施策に沿った事業展開】

### 就労・災害時等における性的マイノリティへの支援

男女共同参画の視点から、防災や避難所運営等に性的マイノリティへの配慮を盛り込みます。

就労において、性的マイノリティへの不当解雇やハラスメント防止等に向けた支援を行います。

庁内事業	担当課
困難な状況にある当事者のための居場所提供事業の充実(再掲)	人権・男女共同参画担当課
地域防災計画への配慮等の取組みの位置づけ	災害対策課
社会保険・労働相談(再掲)	産業振興公社 (工業・雇用促進課)

### 性的マイノリティへの理解の促進

性的マイノリティへの理解を促進するため、区の広報や講座・セミナーを通して啓発を行います。

庁内事業	担当課
広報紙・ホームページでの啓発(再掲)	人権・男女共同参画担当課
情報紙「らぶらす」の発行(再掲)	人権・男女共同参画担当課
性的マイノリティ理解講座等の開催	人権・男女共同参画担当課

### 同性パートナーシップに関する取組み

同性カップルである区民がその自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行う、世田谷区パートナーシップの宣誓の取組みを行う中で、住まいの確保や医療等、日常生活における暮らしやすさの支援の検討を進めます。

庁内事業	担当課
世田谷区パートナーシップ宣誓の取組み	人権・男女共同参画担当課
世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みの関係機関への働きかけ	人権・男女共同参画担当課
住まいの確保の支援	住宅課

### 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備

性的マイノリティが相談できる窓口の充実を図ります。

性的マイノリティが安心して利用できる居場所をつくり、情報収集や当事者同士の交流を支援します。

庁内事業	担当課
教育相談(再掲)	教育相談・特別支援教育課
こころの健康相談(再掲)	各総合支所健康づくり課
思春期こころの健康相談(子ども・思春期)(再掲)	各総合支所健康づくり課
こころスペース(思春期の匿名相談)(再掲)	世田谷保健所健康推進課
相談・居場所事業の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課

### 区職員・教育分野における理解促進

区職員・教職員が性的マイノリティへの理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図るとともに、人権教育における児童、生徒への理解を促進します。

庁内事業	担当課
区立学校教職員を対象とした人権教育推進に関わる研修の実施(再掲)	教育指導課
職員に対する研修の実施	世田谷保健所健康推進課 人権・男女共同参画担当課
実践的な人権教育の計画的な実施	教育指導課
性的マイノリティの理解の授業のための教材の検討	教育指導課

---

## 第 4 章 計画の推進体制





## 方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

男女共同参画社会の実現には、これまでの男女共同参画に関する意識啓発や知識習得を中心とした取組みに加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動を中心とする取組みが必要です。男女共同参画センターは地域における男女共同参画推進の活動拠点として重要な役割を果たしているため、国は男女共同参画センターの強化・充実を求めています。

世田谷区立男女共同参画センター“らぶらす”では、これまでに「女性の就業支援」、「子育て支援」、「こころとからだ」、「DV防止・人権尊重」、「区民との協働」の5つのテーマを柱として、関連する講座や研修、情報の収集・提供、さらに相談等を実施してきました。

今後は、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場としての機能強化・充実を図り、《講座・研修》、《情報収集・提供》、《相談》の3つの基本機能を有機的につなげることにより、一体的で切れ目のない総合的な支援を可能とする事業をめざすとともに、災害時における各種相談や就労支援等生活再建支援を含めた女性支援の拠点としての機能強化を図ります。

また、地域の課題が多様化・複雑化するなかで、男女共同参画センター“らぶらす”は地域の男女共同参画の拠点施設として、関連分野の施策との密接な連携、庁内の関連部署や関係機関、民間の支援組織、NPO、学校、企業、町会・自治会など、地域の活動団体等との連携・協働を一層進めます。

特に、女性の活躍を推進するためには、就労支援、子育て支援との連携を図り、女性のキャリア形成と多様な働き方を支援する拠点としての機能充実を図ります。

さらに、生きづらさを抱える人々の居場所（セルフヘルプグループ）や、団体・グループが交流できる場など、区民の主体的な活動拠点としての充実を図ります。

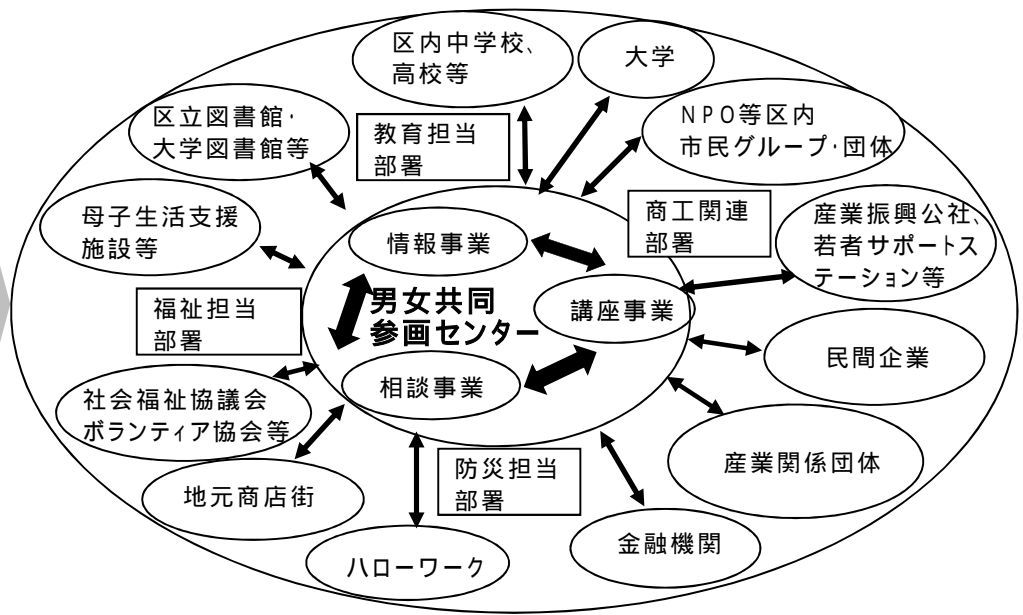
### 【施策案】

- 男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充
- 区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携
- 区民の主体的な活動拠点としての充実

図表 男女共同参画センター事業のしくみと連携

拠点としての  
今後の方向性

DV防止、支援の拠点（啓発、相談、居場所等）  
女性のエンパワメントの推進拠点（相談、パソコンルームの設置、就業・起業講座、子育て支援との連携等）  
災害時の女性支援の拠点（相談、就労支援、居場所、保育等）  
先駆的取組みの試行



## 【施策に沿った事業展開】

## 男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充

男女共同参画の拠点施設としての機能を拡充し、周知を図ります。

分かりやすく、利用しやすい施設づくりに取り組みます。

女性を対象とした日常的な支援や共同の作業場として情報交換しながら仕事の質を高められるような場としての活用を図り、女性のコミュニティづくり、困難な状況にある当事者のための相談・居場所づくりの取組み等、男女共同参画センターの拡充を図ります。

取組み内容
学習・研修、情報収集・提供、相談機能の拡充と総合的運用
調査研究機能の整備
女性の就労・起業支援講座等の開催
男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催
防災、地域活動関連講座等の開催
DV等暴力防止関連講座等の開催
女性のためのこころと身体の健康講座等の開催
シングルマザー支援講座等の開催
性的マイノリティ理解講座等の開催
男女共同参画関連図書資料、チラシ、ポスター等の収集、提供
“らぶらす”情報紙、ホームページ等による情報発信
女性のための相談事業の充実と総合案内機能の検討
働きたい・働く女性のための就労・起業応援相談の実施
女性のための悩みごと、DV相談の実施
困難な状況にある当事者のための居場所事業の充実
女性を対象とした共同作業場(コ・ワーキング・スペース)の設置
災害時の女性支援拠点としての機能の整備
区民の主体的活動を支援するための施設設備の充実と柔軟な運営

## 区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携

男女共同参画社会の実現には、地域に根ざした取組みが重要です。男女共同参画センターは地域の課題解決の実践的活動の拠点として、区関係所管と関係機関や民間支援組織、NPO、学校、企業、地域団体等と連携・協働を進めることで、地域の取組みの支援や意識啓発の推進を図ることにより男女共同参画を推進します。

取組み内容
NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実
区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充
企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施
区、NPO等との連携・協働による男女共同参画視点での防災・災害・復興関連事業の実施
“らぶらす”情報紙やホームページによる、連携・協働に関する情報発信

## 区民の主体的な活動拠点としての充実

区民の主体的な活動拠点としての充実を図り、区民と協働して、男女共同参画を推進するさまざまな事業を展開します。

取組み内容
NPO等グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実(再掲)
困難な状況にある当事者のための居場所事業の充実(再掲)
女性を対象とした共同作業場(コワーキング・スペース)の設置(再掲)
主体的活動を行う女性やグループ・団体のネットワーク形成支援
“らぶらす”情報紙やホームページによる、区民の主体的活動に関する情報発信
区民の主体的活動を支援するための施設設備の充実と柔軟な運営(再掲)

## 方策2 区職員の男女共同参画推進

男女共同参画施策を総合的に推進するには、あらゆる部署の職員・教職員が男女平等意識を持ち、男女共同参画の視点から業務を進めていく必要があります。このため、区のすべての事業を男女共同参画の視点から課題を洗い出し、共有するとともに、区職員・教職員に対する研修を充実をさせるなど、男女平等意識の向上を図り、それぞれの所管が男女共同参画の視点を持って事業を進めます。

区内の企業において男性中心型労働慣行等の変革や女性の活躍を着実に進めていくには、行政が率先してポジティブ・アクションに取り組み、モデルを示すことが必要です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、庁内の管理監督的立場への女性の登用を進めるとともに、職員が家事や育児、介護等の家庭生活と仕事を両立できるような環境づくりを進めます。

### 【施策案】

- 区職員・教職員の男女平等意識の向上
- 庁内の管理監督的立場への女性の登用
- 区職員の仕事と生活の両立支援

区では、上記 ~ の施策を「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「世田谷区特定事業主行動計画」として位置づけています。

## 【施策に沿った事業展開】

### 区職員・教職員の男女平等意識の向上

区職員を対象とした男女共同参画研修を実施するとともに、区立学校の教職員を対象とした人権教育推進にかかわる関わる研修を実施していきます。

セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントに関する基本方針を元に、職員一人ひとりが正しい知識を持って、平等で対等な関係で快適に働くことができる就業環境の確保に努め、男女平等意識の向上を図ります。

取組み内容	担当課
男女共同参画研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)
区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施	人権・男女共同参画担当課
ハラスメントに関する基本方針に基づく取組み	人事課 職員厚生課
区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置	教育指導課
区職員、区立学校教員への「職場のハラスメント」の防止に関わる研修の実施	人事課 教育指導課 (研修担当課)
「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画担当課 (職員厚生課) (環境計画課)

## 庁内の管理監督的立場への女性の登用

「世田谷区男女共同参画プラン」を策定した平成18年度には26.4%であった管理監督的立場における女性職員の割合は、3割を超えるまでに上昇しています。

区職員の男女共同参画に関する調査を定期的実施し、その結果を踏まえながら、引き続き昇任意欲の向上への取組みや庁内の管理監督的立場への女性の登用を進めます。

取組み内容	担当課
すべての職員の能力が発揮できるよう、性別にこだわらず適材適所の配置を行う	人事課 (全庁各課)
女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勧奨等を行い、昇任意欲向上を図る	人事課 (人権・男女共同参画担当課)
区の外郭団体理事の男女比率調査	人権・男女共同参画担当課
女性の管理監督職への昇任に対する相談や経験談を聞くことができるキャリアアップセミナーの実施	研修担当課 人事課 人権・男女共同参画担当課
男女共同参画研修の実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)
区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施(再掲)	人権・男女共同参画担当課

## 区職員の仕事と生活の両立支援

子育てや介護を担いながら働く職員を、職場全体で支えていく意識を醸成させ、仕事と生活の両立ができる環境づくりに取り組みます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、区職員の意識啓発を図ります。

取組み内容	担当課
妊娠中及び出産後の女性職員に対する休暇等支援制度の周知徹底及び職場における健康や安全への配慮	人事課
育児や介護等に係る休暇制度等の取得促進	人事課 職員厚生課
男性職員の子育て目的の休暇の取得促進	人事課 職員厚生課
超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進	職員厚生課
「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画担当課 (職員厚生課) (環境計画課)

---

### 方策3 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進のために、区の関係部署・関係機関、国、都、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行う NPO 等と連携・協働して取り組みます。

また、PDCA サイクルに則り、計画の進行管理とフォローアップ体制の整備を検討します。毎年、男女共同参画推進会議において施策の進捗状況や成果に対する評価を行うとともに、今後の男女共同参画推進事業の取組みについて検討します。

#### 【施策案】

国や都との連携強化

男女共同参画に関わる NPO の育成

NPO 等との連携・協働の推進

フォローアップ体制整備の検討



## 【施策に沿った事業展開】

## 国や都との連携強化

国や都等関係機関への働きかけを強化し、実効性のある施策の整備や諸制度の充実に要望していきます。

庁内事業	担当課
全国市長会、特別区長会等で要望	人権・男女共同参画担当課

## 男女共同参画に関わるNPOの育成

地域の自主的なまちづくり活動への支援の充実を図り、多様な区民の主体的なまちづくりへの参加を促進します。

庁内事業	担当課
NPOとの協働事業の推進	市民活動・生涯現役推進課
「せたがや市民活動勉強会」の開催	市民活動・生涯現役推進課
子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援(再掲)	子ども家庭課

## NPO等との連携・協働の推進

行政とNPO等の市民活動団体の連携・協力を推進します。

庁内事業	担当課
地域保健福祉等推進基金によるNPOへの支援	市民活動・生涯現役推進課
NPOと区の連携・協力の拡大	市民活動・生涯現役推進課

---

## フォローアップ体制整備の検討

計画の進行管理とフォローアップ体制の整備を検討します。

庁内事業	担当課
外部委員による評価委員会の検討	人権・男女共同参画担当課

